

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 千葉 秀幸

1 日時

令和7年3月19日（水曜日）

午前10時0分開会、午後2時29分散会

（休憩 午前10時35分～午前10時39分、午前10時45分～午前10時45分、
午前11時7分～午前11時7分、午後0時0分～午後1時0分、
午後1時40分～午後1時41分、午後2時25分～午後2時29分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

千葉秀幸委員長、はぎの幸弘副委員長、高橋はじめ委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、
千葉伝委員、城内愛彦委員、村上秀紀委員、佐々木朋和委員、ハクセル美穂子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

及川担当書記、谷地担当書記、千葉併任書記、柳原併任書記、石川併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 政策企画部

小野政策企画部長、西野理事兼副部長兼首席調査監、畠山秘書課総括課長

(2) 総務部

千葉総務部長、松村理事兼副部長兼総務室長、内城参事兼人事課総括課長、
佐藤財政課総括課長、八重樫行政経営推進課総括課長、多田税務課総括課長、
岩間管財課総括課長、藤村総務事務センター所長、石田法務・情報公開課長

(3) 復興防災部

福田復興防災部長、北島副部長兼復興危機管理室長、
戸田副部長兼消防安全課総括課長、田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長、
田端防災課総括課長、木村県民安全課長

(4) ふるさと振興部

村上ふるさと振興部長、松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、
熱海地域振興室長、畠山国際室長、渡辺交通政策室長、
小笠原科学・情報政策室長、兼平企画課長、
千葉地域企画監、山田特命参事兼地域交通課長、館本デジタル推進課長

(5) 選挙管理委員会事務局

佐藤選挙管理委員会事務局書記長

(6) 人事委員会事務局

菅原人事委員会事務局長、品川職員課総括課長

(7) 監査委員事務局

佐々木監査委員事務局長、及川参事兼監査第一課総括課長

(8) 警察本部

天野警務部長、三島木参事官兼交通規制課長、村上県民課長、
佐々木組織犯罪対策課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第22号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

イ 議案第23号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

ウ 議案第24号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第25号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第68号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第75号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第49号 放送法第4条第1項違反疑いがあるテレビ局への早急な対処を総務省に求める意見書提出の請願

イ 受理番号第51号 インボイス制度及び電子帳簿等保存制度の廃止等に関する意見書を国に対し提出を求める請願

(3) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○千葉秀幸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第22号岩手県の事務を市町村が処理することとす

る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**千葉地域企画監** 議案第 22 号の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案その 2 の 7 ページをごらん願います。内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

本条例は、平成 12 年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けて、同年に施行したものであります。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。まず、1、改正の趣旨であります。宅地造成等規制法の一部改正に伴い、新たに知事の権限に属することとされた宅地造成または特定盛土等に関する工事に係る中間検査等に係る事務を宮古市等が処理することとする等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容であります。一つ目は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等に係る事務を新たに岩泉町が処理することとするものであります。

二つ目は、宅地造成等規制法の一部を改正するに伴い、新たに知事の権限に属することとされた宅地造成または特定盛土等に関する工事に係る中間検査等に係る事務を宮古市等が処理することとするものであります。

最後に、3、施行期日等ではありますが、この条例は令和 7 年 5 月 23 日から施行するものであります。ただし、農地中間管理事業の推進に関する法律に関する事務及びそれに関する経過措置については、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律の事務について、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**千葉秀幸委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**城内愛彦委員** ただいまの説明の中で、宮古市等がということですが、宮古市のほかにもあるのか、また宮古市が今回何か大規模な造成をする予定があつて、こういうことになったのか、その点 2 点についてお伺いしたいと思います。

○**千葉地域企画監** 宮古市以外ですと、釜石市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町くらいだったと思います。

今回の事務につきましては、都市計画法の開発行為の許可に関する事務は、既に事務処理特例条例で、宮古市等も含めて移譲が行われているところでございますけれども、今回の特定盛土等規制法によって、中間検査と定期の報告が新たに追加された事務になります。これを都市計画法上の権限移譲を受けている市町村に移譲することで、事業者の方が県に報告したり、市町村に報告したりするのが非常に効率が悪いので、申請者の負担軽減、そ

れから事務の効率化の観点から、都市計画法上では12市町村に移譲したのですが、今回了解を得られた宮古市等を含めた9市町村に移譲するというにしましたものでございます。

○**城内愛彦委員** 今後は、その残りの市町村に対しても、準備が整い次第、移譲はしていくということによろしいですか。

○**千葉地域企画監** 今後も市町村と協議しまして、協議が調い次第、残りの3市町村にも移譲することにしております。

○**千葉秀幸委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第23号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**館本デジタル推進課長** 議案第23号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案その2の10ページをごらん願います。内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、本条例等の概要でございますが、個人番号、マイナンバーを含む特定個人情報の利用に当たっては、法においてその範囲を限定するなど、厳格な保護の取扱いが定められております。令和5年6月9日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、準法定事務についてもマイナンバーの利用ができることとされたところでございます。

次に、1、改正の趣旨及び2、条例案の内容でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定によりまして、本条例別表第1で規定しております生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定等に関する事務が法定事務としてマイナンバーを利用することができることとなり、本条例との重複が生

じたことから、本条例別表第1で定めます独自利用事務から除くものでございます。

また、施行期日でございますが、情報連携に用いる情報提供ネットワークシステムにおいて、法令等の改正を踏まえた準法定事務に係る情報連携が可能となりますのが令和7年6月を見込んでいたものの、具体の期日が未定となっておりますことから、規則で定める日から施行しようとするものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内城参事兼人事課総括課長 議案第24号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により説明をさせていただきます。

条例案の内容についてであります。2、(1)及び(2)に掲げる条例について、旅費法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

本県の現行の旅費制度は、基本的に旅費法に準じた内容としておりますが、旅費法の改正によりまして、本年4月から国の制度が大幅に見直されることとなり、その内容が抜本的かつ多岐にわたるものでありますことから、本県においても丁寧な検討を要することを勘案いたしまして、当分の間、現行の取り扱いを維持することとし、旅費法が改正された後においても改正前の旅費法による旨を定める等の所要の整備を行おうとするものでございます。

施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内城参事兼人事課総括課長 議案第 25 号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

説明に当たりましては、便宜、お手元に配付してございます条例案の概要により説明をさせていただきます。

条例案の内容についてでございますが、雇用保険法の一部改正に伴い、2、(1)については就業促進手当、2、(2)につきましては地域延長給付にそれぞれ相当する失業者の退職手当について、国の例に準じて改正しようとするものでございます。

施行期日についてであります。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行し、所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 68 号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 件は

関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内城参事兼人事課総括課長 これから御説明申し上げます条例案2件につきましては、内容が一部共通するものでございますので、一括して御説明申し上げます。

説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、議案第26号職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。条例案の内容でございますが、2、(1)、早出遅出勤務の対象となる子の範囲の拡大、(2)、時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大、(3)、職員から介護についての申し出があった場合に講じる措置等について、国の例に準じ、または法改正に伴い、改正しようとするものでございます。

説明資料の2枚目をごらん願います。(4)につきましては、いわゆるフレックスタイム制度を拡充しようとするものでございます。今回フレックスの活用により可能となります、いわゆる週休3日制も含めて、全職員に対象を拡大しようとするものでございます。

(5)は、その他所要の整備をしようとするものでございます。

施行期日でございますが、2の(1)から(3)までは令和7年4月1日から、(4)及び(5)のフレックスタイム制度に関する改正につきましては同年6月1日から施行しようとするものでございます。

また、資料記載の関係条例につきまして、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第68号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

こちらの条例も先ほどの議案第26号と同様に、2、(1)、職員の早出遅出勤務の対象となる子の範囲の拡大、(2)、職員の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大について改正をし、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 フレックスタイム制度というものは聞いて久しいわけですが、この制度のマネジメント、管理は誰がしていくのか、そして週休3日制をどれぐらいの人が享受できるかということ、ざっくりでいいですので、お伺いします。

○内城参事兼人事課総括課長 通常のマネジメントにつきましては、所属長が基本的には職員からの申請、希望を受けて、そして仕事をする体制上、取らせても大丈夫だという判断をした場合には、休暇と同じように許可するという形で、所属長が仕事全体の状況を見ながら、しっかりとマネジメントしていくということでございます。

対象につきましては、これまでは子育て、介護の方でありますとか、単身赴任をしている方限定でございましたが、今回そういった制限をなくして、基本的にどの職員でも利用できるようにしようとするものでございます。

○**城内愛彦委員** 所属長がマネジメントするというのはよくわかりました。ただそのマネジメントで、全体を見ることによって、仕事量が増えてくるのではないかと思うのですが、あと不公平が生じるわけではないのでしょうかけれども、そういった配慮も今後検討されていくのかお伺いしたいと思います。

○**内城参事兼人事課総括課長** 仕事の内容によっては、確かに利用できない業務、例えば窓口業務みたいなところを担当されている方については、一部利用できないというケースもあろうかと思いますが、基本的には希望した方については利用できるようにしようということでありまして、その個別の判断は所属長がそれぞれしていくことにはなろうと思います。いずれ手続等の煩雑さについての御懸念もあろうかと思いますが、その辺については、実際運用しながら、現場の御意見も聞きながら、必要な改善をしてみたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** 条例案の概要2の(1)の早出遅出勤務の対象となる子の範囲を9歳から小学校に就学中の12歳までのお子さんがある方に拡大するという内容なのですが、実際に県庁の職員の皆さんの中で該当する方々は、大体職員の何割ぐらいいらっしゃるのかということをお聞きしたいのが1点目です。

○**内城参事兼人事課総括課長** ハクセル美穂子委員御指摘のとおり、小学校6年生まで拡大するということですが、申し訳ございません、対象となる職員が何名かは今の時点でお答えできかねます。

○**ハクセル美穂子委員** こういう制度が拡充になって、そういった勤務ができるのはいいことですし、やるべきだと思っているのですが、この割合によっては該当するお子さんがいない方への負担というのも大きくなる可能性があると思います。人事を決めるときにどういった方がそういう状況なのかを、聞きながら決めていらっしゃると思うのですが、この制度を利用したときに、例えばチームでやるとか、残りの方々の仕事に支障がないような体制も考えているのか。12歳くらいのお子さんがある方でも、例えば担当課長とか総括課長を担っていらっしゃる、その部分をカバーするというのはなかなか難しい部分もあると思うので、その辺のところの配慮、体制についてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○**内城参事兼人事課総括課長** 子育てをしながら仕事をしている職員は非常に多いということでありまして、男性の育児休業の取得率が非常に伸びてきている状況でございます。

一方で、職場の中では確かに業務を肩代わりするという必要も一定程度出てくることがございます。我々といたしましても、ワークライフバランス推進といった形で、特別に定数を付与することでありまして、職員個々の育児等の状況をしっかり見ながら配置を考えるということで、極力配慮をしているところでございます。

あとは、個々具体の仕事の状況等については、先ほどの話にもつながりますが、所属長が全体を見ながら、仕事の担当間の分配をするなど細かい調整をしていくものと考えております。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。何となく想像はできるので、大丈夫だと思っているのですけれども、女性がなかなか登用されにくい部分の一つには、やはり何かがあったときに一番最初に休んで、子供たちのために行かなければならないという立場で、家庭の中でもそういうところを担っているというのもあるので、これから女性をさらに登用するというような、男女の格差の是正を、ジェンダーバイアスの解消などをやる中では、やはりそういった方々がどのようにキャリアアップしていくか。また、これからはともに育児する時代になりますので、男性もどうなるのかということはあるので、その点についてはさらにいろいろな形があると思いますので、ぜひ研究を進めていただいて、皆さんが急なときも休業等を取れて、キャリアアップもできていくような、そういった組織になっていただければありがたいと思っていますので、その点を指摘して終わります。

○はぎの幸弘委員 全職員に週休3日制取得を可能とするとなると、職員の皆さんの仕事の仕方というのは、恐らく事務分掌で担当が決まっておられると思うのです。流れ作業であれば、その日その日が勝負なのですけれども、いない人があれば補って、その日が終わるということで、事務がたまるということはないと思うのですけれども、事務分掌があるということは、その人が3日休めば、その分3日分たまるということになって、今度は出勤日の時間外労働が増える懸念もあると思うのですが、その辺の検討はどのようにされているのでしょうか。

○内城参事兼人事課総括課長 今回、週休3日と申し上げていますのは、フレックスタイムを使うことで利用するということをございます。フレックスというのは、1日当たりでありますとか週当たりの時間を柔軟に調整できるものであります。トータル勤務時間自体は増減はしないということでもありますので、週休3日にして、プラス1日休むということは、ほかの日をより多く、勤務時間が長くなるということで、トータル勤務時間としては変わらないので、その中でうまく柔軟に仕事をさせていただくという制度でございます。

○はぎの幸弘委員 わかりました。そうすると、先ほどの城内愛彦委員の質問と重複するかもしれませんが、あくまで本人申告ということだとは思っているのですけれども、やはり全体のマネジメントは所属長がその辺をやって、場合によってはほかの日にしてくれとか、そういうことがあり得るという判断でよろしいでしょうか。

○内城参事兼人事課総括課長 おっしゃるとおりでございまして、いずれ所属長が本人の申請と、業務全体の状況を勘案して決定をするということをございますので、例えば極端な話、災害があった場合とか、そういった緊急のときで、出なければいけないという場合には、許可しないということはあるところをございます。

○佐々木朋和委員 例えば各地域に土木センター等があり、今働き方改革等でお休みがあったり、連休が重なったりすると、事業者から、早めに契約の話であるとか、やらなければいけないのだけれども、担当者2週間、半月ほど連絡が取れないときがあるといった話をお聞きします。今回フレックス制度導入に伴って、その担当者がいなくてしばらく連

絡が取れないとなったときには、やはりほかの方に仕事を渡してといたしますか、連携を取りながら、スムーズに業者ともやり取りしなければいけないと思うのですけれども、その点について今課題意識等を持っていらっしゃれば、お伺いしたいと思います。

○内城参事兼人事課総括課長 職員の働きやすい環境づくりの一環ではございますが、一方では県民サービスはしっかりと維持していくという必要性は当然あるものでございますので、どうしても休暇を取らざるを得ないという事情がある場合には、佐々木朋和委員がおっしゃったように、ほかの職員がしっかりと代替できるように引継ぎ等をしっかりとやっていく必要があると考えております。その辺については、休暇を取る職員個人がしっかりとやるということもございますが、やはり所属長がしっかりとそこを見て、仕事に穴が空かないように対応する必要があると考えてございます。その辺はしっかりと周知をしてみたいと考えています。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。特に人も少ない中でやっている出先機関では、そういったことを度々お聞きしますので、ぜひともその辺の改善も今回に合わせてお願いしたいと思います。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ご異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 75 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫行政経営推進課総括課長 議案第 75 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨でございますが、令和7年度の包括外部監査契約の締結に際し、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、2、契約内容でございますが、契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までであり、契約金額及び支払方法は1,212万5,000円を上限とし、監査の結果に関する

る報告の提出を受けた後に、実績に応じて支払うものでございます。

契約の相手方は、公認会計士の加藤聡氏でございます。公募により選定し、令和5年度及び6年度の包括外部監査契約の相手方として議決いただいております。幅広い知見等に基づき、適切に監査を実施していることから、引き続き契約を締結しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 外部監査は毎年やっているわけで、必要があると認めるときは概算払いをするということですが、過去にそういう概算払いの例があるのかということと、概算払いは幾ら払うのでしょうか。

○八重樫行政経営推進課総括課長 概算払いの実績でございますが、平成29年度、平成30年度と令和元年度、3回実績がございます。

支払いの上限額につきましては、特に契約書の中で定めるものではございませんけれども、過去の概算払いした中では大体半分程度の支払いとなっております。

○城内愛彦委員 この監査委員の方は、実際何日ぐらい県に来て監査をするのかお伺いします。

○八重樫行政経営推進課総括課長 加藤聡氏につきましては、7人ほど補助人を抱えておりまして、令和6年度は試験研究機関での監査なのですけれども、加藤聡氏と補助人を合わせて、報告書の作成も含めて、大体160日前後実際にヒアリング箇所に入るという積算です。令和6年度の試験研究機関につきましては9カ所ございますが、3日程度は連続して入っているような状況でございます。

○高橋はじめ委員 公募はどの程度あって、加藤聡氏に決まったのか。経歴を見ますと、かなり各種の自治体での経験が豊富な方ということで、非常に素晴らしい方だという思いがある一方、どのぐらいの公募があるのかについて伺います。

それから、もう一点は、監査項目についてなのですが、これだけ毎年毎年やっていると、ある面では一巡するような感じがするのですけれども、県が特筆的な監査項目についての要望を出すものなのか、それとも包括外部監査人が県の現状を見て、監査項目を決めるのか、その辺についてお伺いします。

○八重樫行政経営推進課総括課長 公募の関係でございます。加藤聡氏を選任した令和4年度の公募に当たりましては、加藤聡氏を含めまして4人の方から手を挙げていただいた状況でございます。

また、監査項目についてでございますけれども、地方自治法の規定によって、監査人が自らの識見に基づいて選定するということになっておりまして、包括外部監査人が自らお決めになるということでございます。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第49号放送法第4条第1項違反疑いがあるテレビ局への早急な対処を総務省に求める意見書提出の請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明はありませんので、意見交換に移ります。

本請願に対し、意見はありませんか。

○高橋はじめ委員 私、紹介議員になっておりまして、提出者といろいろ打ち合わせしておりましたが、その中でこの請願書だけでは願意がなかなか伝わらないのではないかとということで、何かしら資料を準備したほうがいいのではないかと助言をさせていただきました。そうしたところ、参考資料が届いておりましたので、ぜひ委員の皆様へ配付させていただければと思っておりますが、委員長の取り計らいをお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 この際、高橋はじめ委員からの申し出があった資料について配付をいたしたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 それでは、書記をして配付させます。

〔資料配付〕

〔「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○千葉伝委員 この請願について、高橋はじめ委員からの申し出で、資料も配付ということになりました。ただ、今後の請願書の取り扱いについて危惧されるのは、提出した請願の資料として何十ページもということは多分ないと思います。ですから、資料として配付するのは結構だとしても、簡略に説明をするというやり方で進めるべきではないかと思っておりますので、委員長、よろしくお願いします。

○千葉秀幸委員長 それでは、一旦休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 それでは、再開いたします。

改めまして、本請願に対し意見はありませんか。

○岩淵誠委員 本請願は、いわゆる総務省が放送局に対して指導監督するという話になっ

ていますけれども、これは非常に法律、憲法問題ともなるお話でありますので、一言申し上げたいと思います。

放送法というのは、憲法第 21 条によって規定をされている一切の表現の自由、そして国民の知る権利ということで、それを受けて放送法ができています。当然ながら民主主義の根幹に関わるということでもありますから、政治的公平とかということでもいろいろやっているのですが、大事なものは、これは放送のみならず、マスコミに共通するわけですが、自律、自由を明文化しているというところでもあります。

これは、疑義がある場合はということなのですが、まずこの規定がはっきりしないということと、第一義的にこれは自律、自由を前提としていますから、これについては、現在は放送倫理・番組向上機構、いわゆる BPO の活動によって、これを自律的に問題がある場合はやっていくのが実態であります。これは、やはり表現の自由、憲法で保障されている部分とどのように整合性を取るかという中で生まれてきたものでありますから、例えば放送法を制定するときの国会で、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないと述べております。例外的に番組編集の自由に対する法律に基づく制約がある場合であっても、これは精神的自由の優越的地位を占める表現の自由に対する内在的制約に限られるため、極めて厳格に解すべきと言われていたところでもあります。かかる制約というのは、第一義的には放送事業者の自律によるものと解すべきとされているのが現在の法解釈であります。

そして、放送法第 4 条は、まさに政治的に公平であることが書かれているわけですが、表現の自由の保障に基づいて、放送法全体の趣旨からすれば、政府による干渉や圧力を防ぐためということであり、放送法第 4 条はあくまでも放送内容への規制規範ではなくて、放送事業者の自律的な倫理規定であると解されているのが実情でございます。

したがって、公平、公正な報道は極めて重要であります。放送法第 4 条第 1 項の違反の疑いについては、第一義的には BPO の諸活動によるべきであり、早急な対処、いわゆる政府の介入、権力の介入を総務省に求めているこの請願については、賛同すべきものではないと考えています。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

○佐々木朋和委員 私も同趣旨でありますけれども、請願事項の 2、3 というのは読めばそのとおりというところですが、1 の違反が疑われるテレビ局の具体的な事案が何かというところの判断がやはり難しいものだと思います。請願者からの参考資料も、今高橋はじめ委員を通じて配付いただきましたけれども、ここに出ている事例についても、まさに請願者がそのように感じるというものであって、人それぞれに感じている部分はまた違うと思います。それを全て総務省において、疑いのあるものを迅速かつ適正に調査をするということ自体がやはり無理があるのではないかと思います。私もそういった意味で賛同ができないと考えております。

○高橋はじめ委員 さまざまな御意見も拝聴いたしました。現在の報道のあり方について

は、基本的には岩渕誠委員がおっしゃられたとおりだと思っています。その基準、規定に基づいて、果たして今、報道がしっかりなされているかどうかというところがこの請願者の願意とするところでありまして、例えば海外での動きとか、あるいは国内でも一方だけではなくて、もう一方のところもしっかりと取り上げて、同じような形で報道し、そして私たち国民が冷静にその両方を見ながら判断していける、間違っただ判断をしないようにと、これはそういう意味では大変重要だと思っていますが、今現在報道されている内容はどこか欠けているところが散見されます。それらを含めて、報道のあり方というか、そのことをもう一度考えていただくということで、大変重要な請願ではないかと思っています。できれば、継続して、もう一度議論させていただければと思っています。以上です。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取扱いはいかがいたしますか。

〔「不採択」「継続審査」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 再開いたします。

本請願については、継続審査の意見と不採択の意見がありますので、まず継続審査とすることについて採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉秀幸委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査としないことに決定をいたします。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○千葉秀幸委員長 起立者なしであります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 51 号インボイス制度及び電子帳簿等保存制度の廃止等に関する意見書を国に対し提出を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○多田税務課総括課長 受理番号第 51 号インボイス制度及び電子帳簿等保存制度の廃止等に関する意見書を国に対し提出を求める請願について、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

1 のインボイス制度——適格請求書等保存方式ですが、令和 5 年 10 月 1 日から複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除の方式として導入されており、請求書等には適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率及び税率ごとの消費税額の記載が必要となっております。

す。

また、売り手側はインボイスを交付する義務と写しの保存義務が課され、買い手側は原則としてインボイスの保存が仕入れ税額控除の要件となります。

次に、2の仕入れ税額控除ですが、消費税は売り上げた際に預かった消費税、売上税額と、仕入れた際に支払った消費税、仕入れ税額の差額を納付しますが、この仕入れ税額を控除する仕組みを仕入れ税額控除といいます。仕入れ税額控除を適用するためには、インボイスが必要ということになります。

3の免税事業者ですが、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告及び納付を行う必要のない免税業者となりますが、取引先においては、免税事業者からの課税仕入れは原則として仕入れ税額控除を適用することができないこととなります。インボイス制度に対応するため、自社の業績や取引先の状況を踏まえ、課税事業者となるべきか否かを検討する必要があります。

なお、令和11年9月までの制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額として控除できる経過措置が設けられております。

次のページをお願いいたします。4のインボイス制度への対応に関する国の支援策についてですが、課税事業者のインボイス対応に係る事務負担の軽減のため、会計ソフトやパソコン、レジなどハードウェア導入費用に対する補助制度や、税理士相談、取引の悩みに対する相談窓口などが設けられていると承知しています。

5の電子帳簿等保存制度ですが、税法上保存が必要な帳簿や、領収書、請求書、決算書などの国税関係書類を紙ではなく電子データで保存することに関する制度で、制度は三つに区分されておりますが、そのうち電子取引データについて保存が義務化されているものでございます。電子取引保存に対応できるまでの間、所管税務署長が認める場合の猶予制度が整備されているところでございます。以上で参考説明を終わります。

○千葉秀幸委員長 それでは、本質問に対し、質疑、御意見はありますか。

○名須川晋委員 担当課が違うような質疑もしてしまうかもしれませんので、その場合は答弁いただかなくて結構でございますが、まず初めに、このインボイスが施行されて1年半近くになりますけれども、税収額としてはどれほどの規模になっているのか。

また、最近倒産、廃業件数が非常に多いという状況になっておりまして、これは人手不足やら物価高騰というさまざまな要因がありますが、その中でもインボイスによって、特に個人事業主、零細企業、そういうところが非常に大きな影響を被っているわけございまして、そういうところの分析というのは、担当が違うかもしれませんが、把握をされていればお伺いいたします。

○多田税務課総括課長 御質問のインボイス制度後の税収、それから倒産等に関しては、申し訳ございません、資料が手元ございません。

○名須川晋委員 六千数百億円ほどの規模のようでございますけれども、非常に手間暇が

かかって、倒産件数も増えている割には、それほどの税収にはなっていないということで、非常に問題がある制度だと思っております。過渡期ということですが、これから3年ごとの見直しがあるということで、もう少し具体的に制度について、これから編成があるわけでございますけれども、かみ砕いて御説明いただければと思いますが、可能でしょうか。

○多田税務課総括課長 3年ごとの制度ということでございますが、経過措置といたしまして、資料3の(2)のところでございますが、制度開始3年後は仕入れ税額の80%を控除できる、その後、3年間は50%控除できるという制度が設けられております。

それから、いわゆる2割特例と言われているものでございますが、免税事業者が課税事業者となった場合、令和8年9月30日までの間は仕入れ税額を売上税額の8割とする経過措置が設けられております。

○佐々木朋和委員 インボイス導入前はさまざまな不安な声があつて、商工会議所や商工会、あるいは中小企業家同友会からもさまざまな意見が寄せられ、請願陳情の要旨に書かれておりますけれども、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打切りを求められることが懸念されていたということですが、私が今示したような団体からそのような声が上がっているか、あるいはまた経営状況が悪化したとの切実な声が上がっている、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えがあるということですが、そういったことについて、当局としてはお聞きになっているか伺いたいと思っております。

○多田税務課総括課長 インボイス制度につきましては、税務署で行っているものでございまして、私ども県税当局でそういった声を把握しているものはございませんが、商工労働観光部に対しては商工関係者から、資材や仕入れ値高騰の直撃を受け、利益の減少に苦しんでいる、それからインボイス制度の実施により混乱が広がっている、インボイス制度について、複雑な制度で十分理解が進んでいないなどの声が上げられていると承知しております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。了解いたしました。

先ほど御説明をいただいた経過措置がある中であつて、不当な値下げ、あるいは取引の打切りなどということが大きく広がっているのかということが少し疑問の部分もありますけれども、今その辺の答弁はありませんでしたが、そういったところというのは状況はどのようになっているのか、わかれば教えてください。

○多田税務課総括課長 佐々木朋和委員御指摘の、そういった取引の停止等については、下請法違反や独占禁止法に抵触するおそれがあるということでございますが、そちらについては申し訳ございません、把握しておりません。

○佐々木朋和委員 わかりました。その辺については、他の法律でケアがされるということかと思っております。

もう一つ、請願内容にあります電子帳簿等保存制度についてなのですが、事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっているということですが

が、説明によりますと、①、②については任意ということで、紙で保存をしていたものを電子でもしていいという趣旨かと思います。また、③については、恐らくメール等でのやり取りを想定しているかと思うのですけれども、それを紙に出さないで、そのままデータとして保存をしてくださいということだと思って、これについては、説明の内容を聞く分には、事業者にとっても作業が効率化される部分もあるかと思うのですが、この辺についてはどうなのでしょう。

○多田税務課総括課長 佐々木朋和委員御指摘のとおり、今回義務化されたものは電子取引データということで、注文書や契約書、それから領収書、見積書、請求書などを電子データでやり取りした場合に、そのデータを保存する部分が義務化されております。それに対する負担ということについては、一定の事務負担というのは生じるものと考えますが、申し訳ありません、詳細については把握しておりません。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。今御説明いただいたとおりにかと思います。事務負担は一定あるのでしょうけれども、電子化という流れの中で、紙媒体で保存していくというところにはないメリットもあるかと感じます。そういった意味では、電子帳簿等保存制度については、請願の内容と実態と違う部分があるかと思います。

また、インボイス制度そのものについても、経過措置がある中で、請願の内容としては早急に廃止することについては、もう少し注視をして見ていく必要があると感じたところであります。以上です。

○はぎの幸弘委員 国税庁でやっていることですから、県の見解を聞くのも少しちゅうちょしますけれども、こういう機会に見解を伺いたいのですが、インボイスのそもそもの目的というのは、やっぱり税率を正確に把握するためということで、何人たりともきちっと納税しなさいということだと思うのですけれども、その割に免税業者 1,000 万円以下というものを設けているのは、私は矛盾していると思っているのですが、その辺、徴税執行されている現場としてどのようにお考えでしょうか。

○多田税務課総括課長 まず、免税制度についてでございますが、やはり実際の徴税側、あるいは事業者側の事務負担を考慮して、こういった制度が設けられているものと認識しております。その中で、実際に預かった税が手元に残るという事実があるものと認識しております。

この制度に対する見解ということでございますが、法令に基づいて他の機関が行っている制度でございますが、私どもとしてはそれに対する見解というのは差し控えさせていただきますと思いますが、インボイス制度については、国、それから県、市町村で構成している税務協議会において、その周知について協力していくというところで活動しているところであります。

○はぎの幸弘委員 少々酷な質問をしてしまったかと思って反省しておりますけれども、いずれ免税業者は 1,000 万円以下といっても、恐らくその方々も消費税下さいともらっているのですよね。それで納税しないということなのです。私としては、免税点を設けるか

らそういうことになるのであって、全ての事業者がその規模にかかわらず納税すれば済むことだと単純に考えているものですから、その辺現場の方々はどう思われているのかと思って伺ったわけです。

免税業者の方々も、今経過措置がありますから、ある程度取引があっても、今後本格的になれば、インボイスの業者としては経費にならないわけですから、取引しないということになると、結局不利益を被るのは免税業者の方々ではないかと思うので、しっかりと、ともかくみんな納税してくださいと、そういうことを国税庁にも全国の現場から進言をされてはいかがでしょうか。事務の煩雑化と言いますけれども、だったら事業をやらないほうがいいわけで、事業をやって利益をもうけたいのであれば、それなりの責務を負うべきだと、それが税負担の公平性だと私は思っているものですから聞いたわけです。今後そういったことを国のほうにも問題提起として上げてみてはいかがかと思うのですけれども、そうですねとなるのか、いやとなるか、その辺だけ一言いただければと思います。

○多田税務課総括課長 今ほどの幸弘委員から御指摘あった御意見については、機会を捉えて、先ほど申した税務協議会のような場で協議したいと考えております。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」「意見表明」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 意見表明がある方はあわせて発言願います。

○名須川晋委員 採択ということをございまして、御承知のとおり、埼玉県議会の話を見せていただきますけれども、埼玉県議会は自由民主党が同趣旨の意見書に賛成をして、国に送っているということをございまして、多くの事業者の切実な声を基に、これはやはり廃止するべきだということをございまして、先ほど電子帳簿の保存もありましたけれども、ある程度従業員を抱えていれば、事務担当の方がやるのでしょけれども、個人事業主、本当に数人の、家の人たちでやっている、そういう方々も相当数いるわけですし、あるいは年齢の問題もあると思います。そういう方々に電子帳簿の保存といっても非常に酷な話でありまして、急にそうした対応ができるかといえ、やはり年代によっては難しい、イコール廃業ということにつながって、私はどんどん日本の経済が、基盤が弱まっていく一つのきっかけになるのかと思っておりまして、令和11年には100%控除がないという状況になりますので、やはりその辺のところも配慮しながら、この請願は採択をして、国につなげていくということを申し上げたいと思います。以上です。

○千葉秀幸委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 再開いたします。

採択、不採択との意見がありました、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありましたので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○はぎの幸弘委員 討論はないのですか。

○千葉秀幸委員長 そうです。意見表明もあわせて取り扱いについて御意見いただければと思っていました。

改めて、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉秀幸委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、お諮りいたします。執行部から、税務業務の集約化に伴う県税組織の再編予定についてほか3件について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、執行部からの4件の報告後に報告に対する質疑をまとめて行い、その後委員からのこの際発言といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、順次発言を許します。

○多田税務課総括課長 それでは、お手元に配付しております資料により、税務業務の集約化に伴う県税組織の再編予定について御説明いたします。

総務部では、現在、県税組織体制の強化を図るため、令和8年度の組織再編により新たに、仮称ですが、岩手県県税センターを設置するなど、業務の集約化を計画しております。

まず、1の集約化を行う背景と目的についてですが、現状、税法の複雑化、それからDXが進んでいること、それに対して、一部の税目を除き、課税から徴収事務までの一式を9カ所の県税公所で同じ業務を行っている状況にあります。

その中で、右側にありますとおり、特に課税業務について、職員に専門的スキルが求められ、人材育成や知識、経験の継承の重要性が高まっているほか、小規模公所では複数の税目を1人の職員が担当する状況となっており、負担が増している状況にあります。

こうした課題に対応するため、昨年9月には県税の業務システムを新たに導入し、コスト削減と業務の効率化を図ったところでありますが、これに加えまして、令和8年4月から今回お示しする組織再編を行うことにより、税務行政の専門性を担保しつつ、人材育成や知識の継承を進め、公平、公正で信頼される税務行政を目指していこうとするものであります。

この組織再編は、現在9公所で行っている課税業務の一部を1カ所に集約することから、

県民の皆様にとっては申告、申請先が遠くなるケースも想定され、御不便をおかけすることになりますが、窓口対応が多い業務を中心に、できる限り現在の公所での対応を行うなど、税務行政サービスの水準を維持するよう配慮するとともに、県民の皆様に対し、丁寧に説明を行ってまいります。

次に、具体的な組織体制の概要についてですが、DXの進展等も踏まえ、課税業務の集約を行おうとするものです。資料2の(1)のとおり、岩手県県税センターを新たに設置し、申告税目である法人二税と軽油引取税、それから賦課税目の自動車税種別割と鉾区税、これらの課税業務をセンターに集約いたします。あわせて、現在盛岡広域振興局が行っている一部の税目もセンターに集約いたします。なお、センターの場所は盛岡地区合同庁舎内を予定しております。

また、(2)ですけれども、広域振興局税務部のみの組織体制の変更でございますが、センターに集約しない税目の課税業務を各振興局の本局4カ所に集約し、本局以外の5公所は本局の、これも仮称でございますが、駐在として、税の徴収、納税相談や収納業務、免税軽油の交付事務等、より県民に身近な業務を担当する予定としております。

次に、2ページをお開き願います。3の留意点でございますが、集約化に伴う主な留意点を記載しておりますが、納税に関する相談、それから収納窓口、免税軽油の交付業務はこれまでどおり広域振興局の本局、駐在、9カ所で対応するほか、センターに集約する自動車税種別割の課税免除申請も駐在を含めた各広域振興局で受付を行うこととしております。今後、国、市町村、関係団体等への説明、調整の実施と、県民の皆様に対する周知、広報を各広報媒体を通じて丁寧に行っていく予定としております。

この集約化により、県民の皆様にはセンターに集約される税目の窓口が遠くなるなどの御不便をおかけする面もございますが、広域振興局での対応を継続しつつ、さらなるDXなどの推進などにより利便性の向上を進めていくこととしております。以上で説明を終わります。

○田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長 それでは次に、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、お手元の配付資料により御説明を申し上げます。

1の改定の趣旨でございますが、平成25年に策定した岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画につきまして、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定されたことから、その内容を踏まえ、改定を行おうとするものでございます。

2のパブリックコメント等の実施状況でございますが、計画の改定に当たりまして、去る12月定例会の総務委員会におきまして素案を御説明させていただくとともに、外部有識者会議である岩手県感染症連携協議会において意見聴取を行っております。また、令和6年12月から令和7年1月まで、素案に係るパブリックコメントを実施し、これらの意見等も踏まえ、最終案として取りまとめたところでございます。

3の意見の反映状況でございますが、パブリックコメントでいただいた3件全ての意見を全部反映としております。

4の主な修正内容ですが、水際対策の取り組みといたしまして、県内の医療提供体制の状況を踏まえ、入院等の措置について検疫所及び医療機関等との調整を実施することを追加したところです。

5の計画（最終案）の概要ですが、2ページ以降の素案の概要の資料で御説明をいたします。なお、計画の全文につきましては、さきの2月県議会定例会提出予定議案等説明会の際にお配りしておりますので、今回改めての配付は割愛させていただいております。御了承をお願いいたします。

概要の資料でございます。概要版のページ番号は上のタイトルのところがございますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページをごらんいただきたいと思っております。こちらの概要の1ページ、2の概要でございますが、計画は3部構成といたしまして、第2部で基本的な方針等として、対策の目的を県民の生命、健康を保護すること、リスク評価等を踏まえた感染防止対策の切替えを円滑に行うこととしております。

第3部では、対策項目ごとに具体的な取り組みを準備期、初動期、対応期の3期に分けて記載しております。こちらの内容については、素案からの変更はございません。

次に、2ページの3、改定のポイントをごらんいただきたいと思っております。こちらでは、改定のポイントを整理しておりますが、内容についての変更はございません。主なポイントの内容でございますが、①の黒丸の二つ目のところで書いておりますが、現行計画が新型インフルエンザのみを想定し、比較的短期間で終息する前提の内容としていたものを見直しております。

②では全体を3期に分けて、対策項目を6項目から13項目に拡充したこと、③では新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、平時の取り組みを充実させたことを記載しております。

④については、県行動計画は、政府行動計画で都道府県が行うこととされている取り組み内容を踏まえて策定しておりますが、これに加えて、蔓延防止のための県独自の宣言の実施、感染制御支援チーム——I C A T、医療福祉施設等クラスター制御タスクフォースの設置、派遣、入院等搬送調整班の設置、高齢者施設等職員に対する研修の実施、保健所支援本部の設置といった本県独自の対策についても、必要に応じて県行動計画に盛り込んだところでございます。

1ページ飛びまして4ページをごらんいただきたいと思っております。4ページの4、各論13項目の概要①でございます。こちらでは、左下に⑤、水際対策の項目を記載しておりますが、下線で引いている部分がパブリックコメントを踏まえて追加した内容となっております。

次に、6ページの5、参考をごらんいただきたいと思っております。こちらの⑤の水際対策の初動期及び対応期の部分で、下線を引いている部分が同じく追加した内容となっております。

その他の部分につきましては、12月定例会の総務委員会にて説明させていただいた内容

に変更はございませんので、省略をさせていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○木村県民安全課長 岩手県犯罪被害者等支援実施計画（最終案）について、お手元の配付資料により御説明いたします。

1 ページをごらんください。まず、1 の策定の趣旨等ではありますが、(1)、趣旨につきましては、令和6年4月に犯罪被害者等支援条例が施行されたことを踏まえ、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、支援施策を具体化した岩手県犯罪被害者等支援実施計画を策定するものであります。

(2)、計画期間につきましては、令和7年度から10年度までの4年間としております。

次に、2 のパブリックコメント等の実施状況でございますが、犯罪被害者等支援に関する施策の推進に関し、調査、審議を行うため、岩手県犯罪被害者等支援審議会を設置しており、昨年11月25日に第3回審議会を開催し、計画素案に対する意見をいただきました。その後、12月に市町村に対して意見照会を行うとともに、パブリックコメントを実施し、いただいた意見を踏まえ、最終案として取りまとめたところです。

いただいた意見については、3 の意見の反映状況をごらんください。審議会、市町村への意見照会及びパブリックコメントでいただいた意見等は、合わせて23件となっており、その反映状況は表に記載のとおりでございます。

次に、4 の主な修正内容ですが、素案からの主な変更点について説明いたします。1 点目、審議会の意見を踏まえ、相談及び情報の提供について、私立学校における相談体制の充実や情報提供の実施施策を追加しております。

2 点目、同じく審議会の意見を踏まえ、犯罪被害者等の心身に受けた影響からの回復及び経済的負担の軽減について、市町村に期待される取り組みとして、家事、育児、介護などの日常生活支援制度等の検討を追加しております。

3 点目、市町村からの意見を受け、市町村における支援体制の充実について、市町村の現状と課題として、人材育成や連携体制の構築等を追加しております。

次に、5 の計画（最終案）の概要については2 ページ目をごらんください。犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、四つの施策の柱により重点的に取り組む施策及び具体的施策を類型化し、支援を総合的かつ計画的に推進します。

なお、重点的に取り組む施策及び具体的施策の太字の部分につきましては、計画策定に際し、新たにに取り組む施策となっております。

施策の柱Ⅰ、総合的支援体制の整備・充実では、支援に携わる全ての関係機関、団体と連携した総合的な支援体制の強化と支援を途切れることなく提供する多機関ワンストップ体制の構築、市町村が実施する支援施策をまとめたメニューリストの作成支援や、市町村の条例制定に向けた取り組みの支援、支援従事者がサポートを通じて自らが心の傷を負う、

いわゆる二次受傷防止のための研修会の実施などに取り組むこととしております。

施策の柱Ⅱ、精神的・身体的被害の回復・防止では、性犯罪・性暴力被害者の総合的支援を行うはまなすサポートの運用のほか、関係医療機関の確保や再被害防止に向けた関係機関の連携の強化、SNSにおける誹謗中傷などの二次被害を受けた方への支援などに取り組むこととしております。

施策の柱Ⅲ、損害回復・経済的支援等では、国の犯罪被害給付制度の周知及び早期支給、カウンセリング費用や医療費等の公費負担、居住場所の確保、犯罪被害者等を雇用する事業主等の理解の増進などについて、引き続き取り組むこととしております。

施策の柱Ⅳ、県民の理解の増進と配慮では、犯罪被害者等支援の必要性について、さまざまな媒体を活用し、県民への広報、啓発に取り組むとともに、二次被害への理解とその防止に関する広報、啓発に取り組むこととしております。

最後に、本計画は今月中に策定し、令和7年4月から実施する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**畠山国際室長** 岩手県多文化共生推進プラン（2025～2029）（最終案）について、昨年12月の総務委員会での素案説明に続き、御説明させていただきます。

説明に際しましては、便宜、お手元にお配りしております資料、3種類ございますが、このうち2枚物の説明資料と別紙2、プランの本体になります、こちらにて御説明をさせていただきます。別紙1につきましては、昨年12月の総務委員会で御説明させていただいておりますので、本日は適宜ごらんくださるようお願いいたします。

それでは、説明資料の1枚目をごらんください。初めに、1、岩手県多文化共生推進プランの趣旨についてでございますが、地域における多文化共生の考え方、すなわち国籍や民族等の異なる人々が文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと、これは国の定義でございますが、この考え方を広く普及を図るとともに、この多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めることを目的に策定するものであり、今回が4回目の策定となります。

次に、2の今次の新プランの概要についてでございますが、ポツの二つ目に記載しておりますとおり、今次の改定におきましては、外国人労働者の増加等の変化を受けまして、市町村等との会議や有識者ヒアリング等を踏まえまして、目指す将来像を、全ての県民が、お互いの国籍や言語、文化などの多様性を尊重し、多様な人材が育まれ、幸せに暮らすことができる岩手としたところでございます。

ポイントとなるのは、日本人県民を中心とした従来の取り組みに加えまして、日本人、そして外国人県民が互いに多様性を尊重し合い、国籍等にかかわらず人材育成や定着に力を入れ、ともに暮らしやすい地域づくりを目指すという点にございます。

次に、3の主な策定経過でございますが、有識者や留学生へのヒアリングによる意見などを参考に素案を作成し、昨年12月、総務委員会で御説明させていただいた後、12月から本年1月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。この間、地域説明会等も実

施した上で最終案を取りまとめたところでございます。本日委員会で御説明した後、年度内に策定作業を終え、新プランを公表したいと考えております。

続きまして、2枚目をごらんください。パブリックコメントの実施状況でございますが、パブリックコメントを実施するとともに、地域説明会を開催した結果、計16件の意見が寄せられました。意見の反映状況につきましては、全部反映が3件、一部反映が7件、趣旨同一が2件、参考が2件、その他が2件となっております。いただいた意見の全体的な傾向といたしましては、本プランで新たに掲げた国籍等にかかわらず、岩手を支える人材の育成、定着を進めて、外国人県民がより暮らしやすい地域づくりを進めていくといった視点や、その主な施策の方向性について、おおむね了承いただける内容となっております。

パブリックコメント等での意見を踏まえ、素案の変更、修正を行い、最終案を作成したものでございますが、主な変更箇所、5の素案からの主な変更内容として整理しております。以下、別紙2のプラン本体とあわせてごらんくださるようお願いいたします。

まず、(1)、別紙2、プラン本体でいいますと、22ページになります。下線部が該当部分でございますが、3、本県における多文化共生等の現状と課題等の内容中、(3)、これまでの取組成果と課題のウ、施策の方向3、多様な文化の理解促進の主な取組成果といたしまして、岩手県教育委員会が令和6年3月に策定いたしました岩手県外国人児童生徒等教育方針に関する記述を新たに追記しております。下線の部分でございます。

続いて、5の(2)ですが、プラン本体の30ページをごらんください。5、多文化共生に向けての主な施策の方向等の内容中、施策の方向3、多様性を理解・尊重する共通認識の醸成のア、外国人県民等である児童・生徒への対応の取組内容の例といたしまして、外国人県民等である児童・生徒の日本語学習について、当初の素案では、初めからボランティアの存在を前提とした支援体制を推奨するような印象を受けるといった有識者からの指摘がございました。そこで、ICTや学習を支援する人材等を活用してサポートするという表現に改めております。

また、その一つ下の文章になりますが、前述の岩手県外国人児童生徒等教育方針の内容を踏まえまして、外国人県民等である児童・生徒に対して、特別の教育課程の編成や個別の指導計画の作成により、個々に適した日本語指導の実施に努める旨を追記いたしました。

そして、5の(3)でございますが、プラン本体の38ページをごらんください。6、各主体の役割として、企業・関係機関団体に期待される主な役割の例として、日本語学習の支援について、日本語サポーターの活用、ICTを活用した日本語学習コンテンツの普及の部分ですが、企業、団体においては普及と活用の双方の役割を発揮していただきたいといった考え方から、日本語サポーターやICTを活用した日本語学習コンテンツの普及・活用という表現に変更いたしました。そのほか、漢字表記等についても改めて見直しをしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○**城内愛彦委員** 先に税務業務の集約化についてであります。現在の徴税率はどのような状況なのか、そしてこのシステムに変化することによってどのように改善されていくのかという点について、まずお伺いしたいと思います。

○**多田税務課総括課長** 今回の組織再編の課題の認識でもある現在の状況ということなのですけれども、資料でも御説明いたしました。特に小規模公所において、もちろん業務量そのものは少ないのですが、複数の税目を1人の職員で、最近では若手の職員もどんどん増えております。そういった職員が担当することにより、正しい知識の理解が深まらないであるとか、あるいは全体の量は少ないといっても負担が重なっているというような現状がございます。そういったものを解消して、県下統一した税務処理で適切に行政運営していこうと考えているものです。

○**城内愛彦委員** かみ合わなかったのですけれども、徴税率が今どれぐらいの率で、徴税できているのか。今後このシステム、集約することによって、100%により近くになるのか、そういうところをどこかでやっぱり補完していく機能を持つてはどうかということをお伺いしたいと思います。

○**多田税務課総括課長** 大変失礼いたしました。徴税率については、今手元に資料がないため正確な数字ではありませんが、現在およそ98%台の徴税率でございます。徴税率については、今後も上げるように努力していきたいと考えておりますが、今回の再編するものにつきましては、直接徴税率を上げようということではございませんが、効率化の部分によって、徴税の業務に集中できるというようなことはあるかと考えております。

○**城内愛彦委員** 納税をする方々が遠くなったりして、業務負担につながるものがやはり懸念されますので、しっかりと周知は必要になってくると思いますし、各市町村との連携も、ここがこう変わるということも丁寧に説明する必要があると思うのです。そういうことを今後やっていくのだらうとは思いますが、ぜひその点についても、もうそろそろ始まりますので、やっていただきたいと思っております。これは要望にしておきます。

次、新型インフルエンザについてお伺いしたいと思います。ページでいうと、いただいた資料の2ページです。蔓延防止のところで、県独自の宣言というところなのですが、新型コロナウイルスのときも知事が宣言して、行動制限をかけたのですが、沿岸部だと観光シーズンで、準備をして書き入れどきを迎えた方々が、稼ぎどきを失ってしまったという時期があったのです。その際は、国から損失補填されたのですが、損失補填のようなことも含めて、行動制限をかける際にされるのかということをお伺いしたいと思います。

○**田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長** まず、行動制限の関係でございますが、必要最小限の限度で対応しなければいけないということを法律の中でも、行動計画の中でも明記しておりますので、まずリスク評価を行った上で必要最小限の措置を取ることが基本的な考え方でございます。

それから、要請に基づいた損失の補填の関係でございますが、今回の県の行動計画の対策につきましては、具体的にどうするかということについては、どういった措置を取るの

かというといった中身、それから与える影響度合い等を検討いたしまして、適切に対応していく必要があると認識しております。

○**城内愛彦委員** 今のことも理解するのですが、その辺のタイミングであったり、情報収集にぜひ重点を置いて、実施に至ってほしいところであります。

そして、もう一歩前に進んで、本来蔓延を防止することが実は大事だと思うのですが、そういった準備として、ワクチンの確保などいろいろあるわけですが、医療関係者でも新型コロナウイルス蔓延時にはワクチンがなかなか手に入らない事例や、あるいは優先順位を設ける措置があったのですけれども、どのような型のインフルエンザがはやるかはわからないし、今外国人の方々がたくさんいらして、南半球から、この時期はやらないという時期に国内でもインフルエンザがはやってきています。どういった形でそれが蔓延するのかはわからないので、今後幅広に準備しなければならないのではないかと思います。そういった点についても準備はされるのかお伺いします。

○**田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長** ワクチンの関係でございます。城内愛彦委員御指摘のとおり、どういう感染症が次に来るのかということがわからない中ではございますが、やはり平時からの取り組みが重要ということで、生活の中でも必要な取り組みを盛り込んでおります。まず、国では、そういった重点感染症を対象としたワクチンの研究開発の支援を行っていくこと、それからいざ有事になった際に国内外のワクチンの確保に動くこと、これらは国の責務として、国の行動計画の中に記載されております。そうした場合に、県として必要なことは、円滑なワクチン接種体制を速やかに構築すること、それからワクチンの安全性等について、県民の皆さんにしっかり情報発信して、共有していくことがまず大事だと思っております。平時の段階から、ワクチン接種の実務を担うのは市町村ですので、市町村と連携して、あるいは医師会とも協議をして、体制の構築について平時から議論をしていくことを計画の中に盛り込んでおりますし、ワクチンの役割や有効性、あるいは安全性等についての情報発信についても、あらかじめどういった形で発信していくのか、事前の検討をしっかりと行っていきたいと考えております。

○**城内愛彦委員** ワクチン等については、医療機関、特に地方の村、町ではなかなかワクチンが手に入らない、接種する機会がないということが多々ありますので、ぜひそういった市、町、村、医療が不足している地域に対しても、十二分にその配慮等をしていただきたいと思っております。以上です。

○**高橋はじめ委員** 私からは、多文化共生推進プランについてお尋ねしたいと思います。近年、在留外国人の国籍が変化してきているということで、かつては中国、あるいは韓国、朝鮮というのが主流だったのですけれども、今はベトナム、インドネシアも近年増加してきていると言われております。そうした中で、例えばイスラム教ですと午後の礼拝などがありますし、昨今、都会ではクルド人の埋葬というのが問題になってきていまして、まだ本県ではそういう事例も何もないのですけれども、多文化でどんどん外国籍の方々が岩手県内でも居住するようになると、そのような事例も今後予測されるのではないかと思います。

すが、その辺についての議論はされていますか。

○**畠山国際室長** 高橋はじめ委員からお尋ねがありました、イスラム圏の国の方々の増加により、定住が進んだ場合の埋葬の問題については、宮城県知事の発言等で、取り組みの方向性などについて新聞等で拝見、承知しているところでございますが、御指摘されたとおり、まだ本県ではそうした具体的な企業であるとか自治体の動きは直接は承知しておりません。しかしながら、インドネシア、あるいはバングラデシュなどのイスラム圏の国の方々の増加も当然想定されますので、引き続き国内の動向をしっかりと捉えながら議論していきたいと思っております。

○**高橋はじめ委員** 今は直接的にすぐ問題にはならなくても、近い未来にすぐそういう事例も出てこないとも限りませんので、並行して研究していただければと考えております。

また、昨今、日本の伝統文化、あるいは地域の生活におけるさまざまなルールについての理解もしていただかなければならないということで、その辺の接点をどのようにして設けていくか。職場、あるいは地域の自治会を通じてなど、いろいろなルートがあると思っておりますけれども、できれば地域の集まりにも案内を出して、来てもらって、そしてこれを拡大してもらおうということが大事ではないかと思っておりますが、その辺についてはどのような議論をされたのでしょうか。

○**畠山国際室長** 今般のプランの改定におきましても、高橋はじめ委員が今御指摘なされたような、これから増えるであろう外国人の方々とその地域の方々とが、今まで以上にお互いに一緒になって社会をつくり上げていくことが非常に重要であると思っております。

施策の方向2の項目として、特に共々生活できる地域づくりといたしまして、従来からありますいわて外国人県民相談・支援センターなどの相談支援体制の拡充に加えまして、そうした外国人の方々のコミュニティーの中に、外国出身の方で長らく地域に住んでいらっしゃるキーパーソンと言われる方が一つのアンテナ役、あるいは東ね役になって、より多く、いち早く、地域と接点を持つことを国でも推奨しています。今般の計画の中でも、いわゆるキーパーソンとの接点を一つの取っかかりにして、より地域との親和性を深めていくように進めていきたいと思っております。

○**高橋はじめ委員** ありがとうございます。

教育の問題につきましては、先ほども追加になったということで説明がありました。やはり今問題となっているのは2世です。2世、あるいは自分の出身国から連れてきた家族の子供たちがなかなか日本語になじめずに学校に通えないということで、それが将来、日本の文化や地域のルールになじめないでいくおそれがありまして、教育は家族で来られた方については大変重要ではないかと思っております。

都会では、地域で言葉が通じない、あるいは学校に行けない子供たちが出身国の地域社会をつくってしまうということも新聞報道で目にしますので、そのようなことがないように、この日本で、岩手で暮らす外国籍や帰化された方々の子供たちが学校で教育を受けることについてきめ細かに導いていかなければならないのではないかと考えておりますので、

ぜひ今後その辺は取り組みをしっかりとやってほしいと思います。

○佐々木朋和委員 私も岩手県多文化共生推進プランについてお伺いをしたいと思います。

このプランそのものについては、内容については了としたいと思います。記載を云々という話ではなくて、運用面で2点、御指摘をさせていただきたいと思います。

まず、国籍等にかかわらず、人材育成や定着について取り組んでいくということで、その方向性の中で1点、商工労働観光部の予算委員会でも指摘をさせていただいたのですが、今これだけ外国人労働者の方が増えているのであれば、その前段階として教育の分野、特に岩手県の商工労働観光部所管であります産業技術短期大学校であるとか高等技術専門校、あるいは職業訓練センター等で、ぜひとも外国の方の受け入れも取り組んでいただきたいという話をさせていただいたところ、前向きなお答えをいただいたと思っております。今、人口減少で定員割れをしている中であって、また岩手県私学振興議員連盟で盛岡にあります私立学校を訪れましたけれども、そこでは日本語を学ぶに十分な日本語力を備えた方が留学で大学に行ったり、あるいは専門学校に行っているのですが、その中で自動車整備士を目指す方も多く、その方々が隣の宮城県に流出をしてしまっているということでした。一方で、岩手県の自動車整備士の専門学校ではなかなか受入れがなっていないという中であって、日本語の問題もないわけですから、ぜひそういったところも当課としても取り組んでいただきたいと思いますが、御所見をいただきたいと思います。

もう一つ、ILCのプロジェクトの対応についてです。総務委員会のメンバーでは、この前、岩淵誠議員、城内愛彦議員とともにヨーロッパに視察に行かせていただきました。そこで、フェルネ＝ヴォルテール市長と懇談をしたのですが、研究者の皆さんたちのグループと地域住民の方々が交流していくことはなかなか難しく、これが大きな課題だという話がありました。そういった中で、このILCプロジェクトへの対応を見ても、研究者と地域住民が共生する多文化コミュニティの形成に支援をするということはそのとおりだと思うのですが、そういったサービスを提供することや、あるいは科学・工学に関するコンテストをすることなど、やはり地域の住民の皆さんが今から外国の皆さんと交流をしていく風土をつくっていくことにもう少し力点を置くべきではないかと感じたところです。

この2点について所感をいただきたいと思います。

○畠山国際室長 まず1点目、令和6年12月の総務委員会の際に佐々木朋和委員から御質問いただいたこと、それからさきの商工労働観光部の予算特別委員会部局別審査でも、所管の定住推進・雇用労働室の答弁もいただいておりますけれども、制度上、可能性としてはできるということでございましたので、言語など、受入れ態勢の整備の課題認識、共有をしているところでございます。引き続き、関係室課と連携して、前に進めるように取り組んでいきたいと当方としても考えております。

それから、2点目のILCの今後の取り組みについてでございますが、直接当室で所管しているわけではございませんけれども、今佐々木朋和委員から御指摘があった、取り組

みのあり方などを I L C 推進局とも共有しながら、前に進めるように取り組んでいきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。2点とも直接当課の担当ではないかもしれませんが、ぜひよりよいアドバイスをしていただいて、前に進むように側面的にお願いしたいと思います。

I L C プロジェクトについても、I L C プロジェクトそのものはそうでしょうけれども、例えば今後県南地域中心に、住民の皆さんと I L C の誘致を見据えた国際的な交流をする機会を創出していくなど取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○ハクセル美穂子委員 1点目は、税務業務の集約化に伴う県税組織の再編予定についてお伺ひいたします。

岩手県県税センターに集約をして、税務業務をやっていくということで、私は D X の進展で、このようにして行政経費、コストの削減をしていくことはとてもいいことだと思っていますが、集約、D X 推進によって、どれぐらいの人員体制の改善が図られるのかという点について確認したいと思います。

○多田税務課総括課長 集約に係る人員については、今後県税業務全体の業務量の状況を踏まえて検討することとしており、現時点では未定でございます。

○ハクセル美穂子委員 では、現時点では未定ですが、だんだん進んでいくに伴ってわかっていくということで、そのときに確認したいと思います。

あと一つ、今後されるかもしれませんが、相談業務は各広域振興局の県税部の駐在で対応するというのですが、昨今いろいろな民間の業者もチャットボットとか、簡単な軽微な相談に関しては、スマホでできるようなものがよくあって、それもまた便利だと思っけていまして、このようなものも使いながら、さらに D X の推進と、コストの低減を図っていくべきかと思っけていましたので、そういったお考えが将来的にあるのかについてもお聞きしたいと思います。

○多田税務課総括課長 今、ハクセル美穂子委員から御紹介がありました電子化、あるいは A I 等の導入について、他県の自治体等での事例も把握しておりますが、まだ具体的な検討というのには行ってはいないのですけれども、今後検討していきたいと思っけています。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。では、ぜひ検討して、皆さんの業務がさらにスムーズにできるように進めていっていただきたいと思っけています。

もう一点、次に多文化共生推進プランの最終案について、確認したいと思います。前のお二人が御質問されていた内容とは少し違う部分なのですが、実際に今いらっしゃる方々をいろいろサポートしていて感じるのは、健康診断のときに、日本語をある程度できる方はいいのですけれども、できない方の健康診断はなかなか大変だということです。それから、医療全般において、例えばどこで、どのような言語の方を受け入れてくれるのかがほぼ分からない状態で、口コミの情報で、この先生は英語が話せるといった情報を探しながら

ら行ったりしているのですけれども、そういったやさしい日本語で対応できるとか、英語で対応できるとか、例えばベトナム語の間診票があるとか、そういうところもわかるようになる、ボランティアの方々の労力に頼っているような状態を改善して、自分たちでも外に行って交流したり、行ってみたいという意欲が増えていくのかと思っております、その辺のところは集約で書かれているとは思いますが、こういった対応を今後考えていらっしゃるのかについて確認して終わりたいと思います。

○**畠山国際室長** 外国人県民の医療サービスの充実という部分につきましては、やはり言葉の部分で非常に現場では苦勞されているという声は聞いております。それで、決して大きな事業ではないのですけれども、来年度の国際室の取り組みとして、医療通訳研修というものを新たに公益財団法人岩手県国際交流協会に委託して実施するプログラムを計画しているところでございます。もちろん県、公益財団法人岩手県国際交流協会だけでなく、奥州市のように取り組みが進んでいる自治体もございますので、そういう取り組みを一つのモデルにしながら、県内にそういったモデルを普及、PRできるように努めてまいりたいと思います。

○**ハクセル美穂子委員** わかりました。進んでいる市町村の取り組みもぜひ参考にさせていただきつつ、医療も言いましたけれども、市町村の窓口で、必ずビザ申請のときに在留資格の要件で納税証明書が必要になるので、その際に自分でできない方はボランティアや会社の方がサポートしながらやっているのが実情だと思います。市町村の窓口業務のDX化のときに、例えば多言語対応のところではいろいろな工夫をしていただきたいですし、特に都市部ではないところは、外国人の人材の方に来ていただきたい場所でもありますが、にっちもさっちもいかないのでは困りますので、そういったリードも県でやっていただくなどといった、点も考慮に入れていただきたいと思っております。健診などの、特に医療分野の言語がすごく難しく、それを通訳するのも難しく、例えば問診票のような型みたいなものがあれば、多分それをいろいろな医療機関でも使えるのではないかと思います。そのようなこともぜひ研究していただきたいと思っております。これはお願いして、終わりたいと思っております。

○**千葉秀幸委員長** この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**千葉秀幸委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**岩淵誠委員** 私は、税務業務の集約化に伴う再編予定に絞ってお尋ねをします。

一口に集約と言っても、もう少しイメージを明確にしたいと思って聞くわけですが、いわゆる税務行政全体で見ると、作業量のどれぐらいを集約するのか。それは作業量ということがいいのか、あるいは税収ベースで捉えたほうがいいのか、税目ベースで捉えたほうがいいのか、それは捉え方さまざまだと思いますけれども、その辺、集約というのはどういう割合でや

るのでしょうか。本当は人員をどれぐらい集約して、ここに集中させるのですというのが本来の意味の集約だと思いますが、この集約のイメージ、これをまずお聞きします。

○多田税務課総括課長 集約の方向性的な部分ですけれども、例えば今回予定しております法人二税の件数で申し上げますと、県への申告義務がある法人数、現在約2万6,000社ございます。この2万6,000社が1カ所に集約されるという形になります。また、軽油引取税については、現在申告を行っている特別徴収義務者が184者でありまして、これが1カ所に集約されるということになります。人員については先ほど申し上げたとおりでございますし、金額的な試算は現在行っておりません。

○岩淵誠委員 逆の聞き方をします。集約される側の業務というのは、今の税務行政の負担に対して大体何割ぐらいが削減をされるイメージなのですか。

○多田税務課総括課長 集約される側、つまり各広域振興局における負担の削減ということかと思いますが、何割というところはなかなか申し上げられないのですけれども、駐在化を予定している五つの公所については、集約される課税業務が一切なくなるということで、単純に考えて業務量的には半分以上は減るものと考えております。

○岩淵誠委員 そういふところを知ると、どういう集約の仕方なのかということがイメージできるわけです。そうすると、半分以下のところが各地域には残るといふ話ですよ。今回の集約の前提として、電子申請であったり、キャッシュレスも増えているという話で、これは今の税業務の中でどれぐらいが電子申請、あるいはキャッシュレス納付になっていて、いわゆる税務行政の中で負担が減っているのか、それが今回集約をするとどういふ状況になって、現場はどうなるかというのが、ある程度のアウトラインを描いていないと集約化を検討したことにならないので、これを示してください。

○多田税務課総括課長 集約化についての電子化ということですが、法人二税で申し上げますと、先ほど申し上げました約2万6,000社のうち、およそ8割が電子申告を行っており、残り、それから考えますと、現在盛岡広域振興局に申告をしている法人から除きますと、約3,000社が紙の申告を行っていて、これが新たに設置する県税センターに変更となると認識しております。また、軽油引取税で申し上げますと、184者のうち、現在電子申告を行っているものは10者ということになっております。電子納税の数字については、済みません、今手元に資料がございません。

○岩淵誠委員 要は、集約化ということと税の申告手続の簡素化、電子化というのは、両方の面で考えないと、これは初めに言ったように、人員をどうするかというところが見えてこないわけですよ。これは税務の話なのだけれども、要は業務上の集約というのは何となくイメージができました。

では一方で、人員の配置ということになると、人事課総括課長に伺いますが、わかるかどうかかわからないけれども、かなり現場では半分以上の業務が削減をされるし、一方でさらに業務の削減ということになると、例えば今軽油引取税はほとんど電子申告がなされていないということであれば、そこをどのように手当てをするかということが、この集約化

とセットでやらなければいけない話だし、それに見合う人事配置ということも出てくるのだと思います。これを出してくるのであれば、そのアウトラインぐらい、ちゃんと説明をしていただかなければならないのですけれども、人事行政上、あるいは税務行政上、こういった観点でどのような検討が行われたのかお示してください。

○**内城参事兼人事課総括課長** 体制につきましては、現在定数上は155名ほどの全体制になっております。それが今回の組織の見直しによってどうなるのか、どう効率化されていくのかというのは、現時点で詳しくまだ申し上げられない状況であります。岩渕誠委員御指摘のようなDX化といいますか、インターネットを使った業務の効率化でありますとか、集約による効果で、人間的にもそういったところの効果は一定程度見込まれるのではないかと考えておりますが、具体につきましては来年度の検討の中で詰めていきたいと考えています。

○**多田税務課総括課長** 岩渕誠委員御指摘の、人員体制もこれから検討する段階での説明ということでございますが、本日御説明させていただいたのは、これから1年後に集約化を予定しているということで、各県内の市町村、それから税務署、関係団体等、または県民の皆様への調整であるとか説明、周知を行っていくことを今日この場で御説明させていただいた上で公表して、説明を行っていくということで、今日説明させていただいたものです。

○**岩渕誠委員** 説明の中身はわかったのだけれども、それを市町村に説明するにしても、県民に説明をするにしても、集約というのであれば、どれぐらいの作業量がこうなって、ここは残るけれども、こういうところはDX化でこういう業務作業の縮小、ただしどうしても残る業務についてはこれぐらいだから、これはこういうふうにやってくださいというアウトラインは、基本中の基本なことだし、ここで説明する以上は、アウトラインはやはりしっかりしていただきたいと思います。

そして、いろいろ現場は税業務がなくなるという話は、かなり負担の軽減になると思いますが、不勉強なので教えてほしいのですが、98%の徴税率があって、残り2%、これはいろいろ大変な問題にいつもなるわけです。県には地方税特別滞納整理機構という組織があって、これは市町村税の滞納者に対して、県の職員が併任発令を受けて対応している徴税業務があるわけですが、これは今現場の各振興局に置かれている税務部門との併任の方はいらっしゃるのですか。

○**多田税務課総括課長** 滞納整理機構の併任職員については、県庁税務課の職員、現在、私を含めて4名が併任職員となっており、振興局に併任職員は現在おりません。

○**岩渕誠委員** そうしますと、市町村でこのような特別整理をするために、税務Gメンとは言わないけれども、いわゆる徴税義務をするのはあくまで本庁サイドにいるから、今回の整理、集約の中では影響はないと、そして市町村との例えば意思疎通の面でも、これは体制を集約しても変わらないと考えていいですか。

○**多田税務課総括課長** 市町村との連携、役割分担、そういったものは今後も継続し、変

わらずに行っていく予定としております。

○**岩渕誠委員** 変わらずにというか、体制としては本庁が受けるから、広域振興局がどうなっても、それは関係がない、今までどおりということでもいいですね。

○**多田税務課総括課長** 地方税特別滞納整理機構で、本庁が市町村から受ける案件については今までどおりでございますし、あと振興局で個別に、連携、情報共有するというのも今までどおり、これからも同じ体制で行っていくこととしております。

○**岩渕誠委員** わかりました。いずれアウトラインをきちんともう一度明確にすることが必要だと思いますし、一方で徴税業務においては、お互いにこれだけ電子化が進んでいるわけですから、簡素化のためにはどうしたらいいのかというところの周知徹底をやっていくことが、徴税率を上げることにもなるし、職員の負担を下げることになるから、ここにもちゃんとお金と人と時間を使って対応しなければいけない。やはり徴税率を上げつつ負担は下がるような集約にしないと、県民に不便をかけることをお詫びするだけでは、やはりなかなか納得は得られないわけですから、こういうアウトラインの中で個々の課題を洗い出して進めていただきたいと、御意見を申し上げて終わります。

○**千葉総務部長** いろいろ御指摘いただきました。ありがとうございました。税の集約に関しては、例えば不動産取得税でありますと、市町村との関係で、不動産評価を市町村と一緒にやったりするので、不動産取得税に関しては地元に残したほうがいいたろうと、あるいは法人に関しては電子申告が多いので、これは集約しても大丈夫だろうといったようなことで、税目ごとに現場、あるいは県民の皆さんになるべくご負担をかけないように税目を集約するということですので、少し説明が不十分だったと私も反省しております。

それから、集約してどのようになるかという、例えば岩渕誠委員の地元の一関市で申し上げますと、一関県税センター全体の業務負担の割合は大体4割が納税、6割が課税ぐらいのイメージだと思うのですけれども、納税部分は基本的に残り、課税部分は、不動産取得税は奥州市の県南広域振興局本局に、そのほかについては盛岡市の（仮称）岩手県県税センターに集約されるということで、その人間も二つに分かれるような形で、花巻県税センターも同じです。宮古地域振興センター県税室も、盛岡市の（仮称）岩手県県税センターに集約される業務と釜石市の沿岸広域振興局本局に集約される業務に分かれ、なるべくその地元でやったほうがいい税目については残すという形でやろうとしております。そういったところの説明が、私も資料を作成していて不十分だったところがありますので、きちんと県民の皆様にご理解いただけるように、さらにそこでせっかく入れた税の基幹システムでもありますし、それから一地方税電子申告システムをはじめ、かなり電子化されているところもありますので、しっかりそういったところの周知に努めてまいりたいと思いますし、さらにもう一言言えば、議会の中で県庁の中の組織や出先機関のあり方を言われておまして、税のあり方がこれからの出先機関の一つの姿になるかということも思っておりますので、そういった点も含めてしっかりやっていきたいと思っております。

○**千葉秀幸委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 なければ、委員の皆様からこの際何かありませんか。

○城内愛彦委員 知事の出張旅費についてであります。中国大連に、ダボス会議に急遽出張されたということですが、その旅費はどれぐらいかかっているのか、出どころも併せてお願いします。

○畠山国際室長 中国大連夏季ダボス会議への出張旅費でございますが、知事以下4名の総額で約261万6,000円となっております。

○畠山秘書課総括課長 財源につきましては、政策研究費の管理運営費の中から支出しているものでございます。

○城内愛彦委員 こういうことは多分レアだと思うのです。令和6年12月の一般質問でもお伺いしたのですけれども、県民の利益につながるもの、例えば物を売るとか、有効的、何が有効的かというのはまだ成果が出ていないから、評価しづらい部分があるのですが、そういうものに使われるべきだと思っています。261万円ということで、急遽用立てて大変だったと思いますが、ぜひ有効的に使ってほしいところがあります。

次に移ります。令和7年度の予算の副知事依命通知の意義は皆さんどのように捉えていらっしゃるのかお伺いします。

○佐藤財政課総括課長 副知事依命通知についてですが、これについては重点化すべき事項などを示し、全庁で予算編成の方向性を共有するものでして、令和7年度当初予算編成に当たっては、四つの財政目標の達成に向けて取り組んでいくとか、東日本大震災津波からの復旧、復興について着実に推進するとか、自然減・社会減対策として安全安心な地域づくりに重点的に取り組むといった方針を示し、各部局の予算要求、財政課において予算編成を行ったものでして、結果として予算案では四つの重点事項について前年度比76億円増となる916億円を措置する一方、収支ギャップを60億円に縮減するなど四つの財政目標を達成し、依命通知に基づいて予算編成を行ったというものです。

○城内愛彦委員 わかりました。

そこで、未利用資産の件数というのはどれぐらいあって、額はどれぐらいあるのかお伺いします。

○岩間管財課総括課長 未利用資産の状況ですけれども、土地が105件、109万平米余、建物が41件、延べ床面積で7.2万平米余となっております。金額は、財産台帳の価格になりますけれども、土地が57億9,000万円余、建物が14億8,000万円余、合わせまして72億7,000万円余となっております。

○城内愛彦委員 これの処分は多分何らかの計画があつて処分していくのだと思うのですけれども、その方向性というものはあるのでしょうか。なぜ聞くかということ、毎回副知事の依命通知の中に未利用資産の処分というものがあるのですが、なかなか進んでいないように私は思えてならない。知恵を出せば、結構いろいろところで財政負担がなくても有効活用できる仕組みというのはあると思うのです。そういったことも考えてほしいという

思いで問題提起をしているのですが、その辺の考え方としていかがでしょうか。

○**岩間管財課総括課長** 城内愛彦委員御指摘の未利用資産の活用というところで申し上げますと、処分方針というものがございまして、その方針に従ってやっているというのがまず一つ大きな流れでございまして、売却は、年2回の実施です。新聞の公告も活用しながら、一般競争入札を行っています。平成17年から最低の価格も公表するようにはしております、その価格より上であれば、札を入れていただく形で売却を促進しています。実際私も4月にこの業務を担当して、入札を今年度2回やりましたが、17件入札をかけたうち落札に至ったものは2件だけということでした。未利用資産の中に、城内愛彦委員がおっしゃるとおり有効活用できるものがあるということは、確かにそのとおりでございまして、一方、条件がよくても、大き過ぎたり、敷地の形が不整形であったりといったところで、市場性の部分でなかなか厳しい土地も多いと感じています。年々落札の件数が減ってきているというところがございます。

城内愛彦委員がおっしゃっている利活用というのは、例えば市町村が活用するとか、民間が活用するとかいった事例のことを指していると思われまので、その辺りも今検討が進んでいるものもございまして、今後売却だけではない活用の仕方を、その処分とは別に検討する必要があると考えております。

○**城内愛彦委員** ぜひそういうことを検討課題にしてほしいと思います。塩漬けにしてもいい、結局は税金として上がってこないわけでしょう。それを考えれば、貸してもいいだろうし、切り売りしてもいいだろうし、その方法というのはいろいろあると思うのです。その辺は民間の知恵を借りてもいいのかもしれないし、連携を図ってもいいのかもしれない。ぜひそのようにして、一度誰かの手に渡れば、県税としてまた跳ね返ってくるわけですから、抱え込んでいてもしょうがないと思うのです。厳しい県財政の中であって、これだけ塩漬けを持ち続けるというのは、決していい方向ではないと私は思っていますので、ぜひそういうことも含めて検討してほしいと思います。そのようにしていかないと、なかなか県民の皆さんにも理解が得られないものが出てくるのではないかと思いますので、その辺ぜひよろしく願いまして、終わりたいと思います。

○**高橋はじめ委員** 順次質疑させていただきます。

まず1点は、若手職員の精神不調についてです。令和6年10月の決算特別委員会総括質疑におきまして、臼澤勉委員がこの件を取り上げたわけでありまして、若手職員の精神不調による療養者が知事部局で51人、10年前のほぼ10倍増とのことでありました。本人及び職場での聞き取り調査、あるいは分析及び解決に向けた取り組みはどうなっているのか、改めてお尋ねいたします。

○**藤村総務事務センター所長** 若手職員の精神不調による療養の分析、取り組みについてでございますが、療養に至る要因といたしましては、職員アンケートや健康サポートルームで受けた相談内容によりますと、業務の量や質、職場における人間関係の悩みや不安、個人的な事情、あるいはこれらが複合的になっていることが目立っております。職員の個々

の状況に寄り添った対応を行っていくことが必要と認識しております。

こうした状況を踏まえまして、総務事務センターへの臨床心理士の配置、新採用職員との個別面談のほか、本年度、各広域振興局本局に健康サポート専門員を配置するなど、職員に身近なところでの相談体制の充実を図っているところです。また、来年度からは臨床心理士を増員し、さらにきめ細やかな対応をしていくこととしております。

○高橋はじめ委員 新採用時から最初の異動までの期間も考慮していく必要があるのではないかと思います。先輩職員と同じようなサイクルで、2年とか3年ぐらいでどんどん変わってしまうということは、せっかく覚えたことをまた次の職場で新たにもう一回業務の研修をし直さなければならないということを含めれば、やはり新人というか、若いうちは、少し職場に滞留する期間を長めにさせていただいて、そこで自分の今の職場の仕事の能力をある程度レベルアップして、そして今度はもう一つ違う職場にというステップも大事ではないかと思うのです。同じサイクルでどんどん変わってしまうと、せっかく覚えたところで、またほかへ行って悩まなければならないとか、いろいろなことがあるので、その辺については何かしらお考えのことがあるのかどうか、改めてお伺いします。

○内城参事兼人事課総括課長 高橋はじめ委員御指摘のとおり、特に新採用の方は悩みを抱えることが多いということもありますので、我々としても新採用の職員には指導担当者を配置いたしまして、きめ細かな相談対応をさせているところでございます。

また、新採用から、特に最初に出先機関に配置をされて、次、2カ所目として本庁に異動するケースも多い状況でして、そういった場合、職場環境が大きく変わるということで、そこで悩みを抱える職員も非常に多いということもありますので、初めて本庁に採用になる職員に対しても指導担当者をしっかり配置して、個別の指導に当たらせているところでございます。

○高橋はじめ委員 職場には、古い慣習のようなものがあるわけです。それらもやはり聞き取り調査とか、いろいろ若手職員と会話をして、その辺りを埋めているのかもしれませんが、やはりその辺りをもう少し丁寧にやるべきではないかと思います。ここの職場はこういうものだ、大きな流れに圧迫されるようなことがないように、その辺りも少し考えていく必要があるのではないかと思った次第でございます。

それから、2点目ですが、行政事務に関する生成AIの活用についてであります。県職員採用が減少する一方、県職員の精神不調などによる療養、退職者が増加傾向にあり、マンパワー不足ではないかと思えます。事務事業の効率化が急務であり、近年の生成AI導入による一部の事務の効率化を図れないものかと思っております。先ほどDXの導入による業務の効率化という話題もありましたけれども、この生成AIについてもどのように調査研究を行っているものかお尋ねします。

○小笠原科学・情報政策室長 生成AIによる事務効率の調査研究についてでありますけれども、生成AIは業務の効率化や職員の働き方改革、人材不足の解消などに資するツールとして期待されておりますことから、導入に向けて、令和5年度に開催された全国都道

府県情報管理主管課長会の研究会に参画し、生成A I の地方自治体における活用をテーマに議論するなどして、その有効性について調査研究したところでございます。その結果、議事録等の要約、挨拶文の素案や自動化プログラムの作成など、生成A I を効果的に活用することにより行政事務の効率化につながることを確認されました。そうしたことから、令和5年度には生成A I の利活用ガイドラインを策定し、自然な会話形式のコミュニケーションを通じて、幅広い知的作業を自動で行うChatGPTやMicrosoft Copilotなどの生成A I を業務に活用してきたところです。

しかし、現行の生成A I は無償版であることから、信憑性や情報漏えいの懸念等を理由に利用が進んでいない状況でございますことから、令和7年度当初予算案において、機密性の高い有償版の生成A I を導入するための事業費を計上し、条例や規則、業務マニュアルなどのデータを利用して、専門性や精度の高い回答を生成することができる環境を整備することとしております。これによりまして、職員が政策立案等の考える業務のほか、現場でしかできない業務等へ注力できるよう、生成A I の活用による業務効率化を推進していきます。

○高橋はじめ委員 取り組みについては進んでいるという思いで今答弁を聞きまして、非常によかったと思います。例えばこれから多くの計画において、さまざま見直ししながら新たに立案をしていかなければならない。3年とか5年サイクルでやる計画もありますので、それらも含めて、極力この生成A I を活用しながら、省けるところはどんどん省くとか、また新たな知見を取り入れるところは取り入れていくとか、そういう気づきを、生成A I によりできたものが全てではなくて、やはりこれは一つのツールなので、それを基にどのように活用して生かしていくかということは非常に重要だと思いますので、今後私は推移を見守っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目ですが、先ほど城内愛彦委員のところでも話がありましたけれども、公有財産、土地についてお尋ねしたいと思います。県の財産管理、土地について、県では土地の所有者は登記上全て岩手県となっている。管理業務は、医療局、教育委員会、警察など、それぞれで行っている。総括的な業務は管財課で対応、未利用地の土地が発生した場合は管財課が他部局での活用希望調査、当該市町村における活用希望調査を行い、活用に向けた手続を行っているとのこととあります。土地の売買、譲渡、貸与などの実務は管財課でやっているのか、あるいはそれぞれの管理業務をやっているところで行っているのかお伺いします。

○岩間管財課総括課長 高橋はじめ委員からお話がありました土地の売買、譲渡、貸与につきまして、実務は、基本的に所管している部局で行っています。それから、未利用資産の活用希望調査、これもその財産を所管している部局で一義的に行っております。売買ということになった場合、先ほど城内愛彦委員の答弁で申し上げましたけれども、今一般競争入札を年に2回行っており、管財課で取りまとめて入札公告は行っているのですけれども、実際その入札の実務については、これも財産所管部局が行っているのが現状でございます。

ます。

○**高橋はじめ委員** それぞれの部局で所有した財産が一定の業務を終えて、その用途が終了した後は一般の財産として管財課が一括して管理すべきではないかと思うのです。その理由は何かという、やはり管財課のところではそういう業務を日常業務としてやっているし、それから総務部に法務を所管する部署もあります。売買するに当たっては、さまざまな関連する法律を参照してやっていかないと、さまざまな問題が起きると思います。今例えば問題になっているのは、軽米町の旧病院跡地から医療廃棄物が見つかった事案です。ほかに沼宮内病院や花巻厚生病院など、病院の跡地の全てで売った先で工事を始めたら医療廃棄物が出たということでありました。これは、土地を売買する土地評価のときに、表面だけでなく、地価もどうなのかということをそれぞれに調査、検査をしながら、売却価格を決めていくのが一般的な土地売買になるわけですがけれども、そういったことをふだん業務としてやり慣れているところで、一括してやったほうがいろいろなトラブルも未然に防げるのではないかと思うのですけれども、そういう考えはないのか、あるいはそれは今の県の条例の中でそういう縛りになっているとか、その辺の状況はいかがなのですか。

○**岩間管財課総括課長** 高橋はじめ委員がお話しされた個別の案件については、私から詳しくお話することは差し控えますけれども、一義的に所管部局で、用途が終わって用途廃止をして、普通財産になっているという土地のお話をされているかと思うのですけれども、その普通財産になった土地についても、その土地がどういう履歴で、どういう利用のされ方をしているのか、あるいは今後どういう利活用の可能性があるのかというところがその後の処分に大きく関わってくる案件だと考えていまして、残念ながら今、管財課の人員の中では、その用途廃止された普通財産を全て管理していくことは現実的ではないと思っておりますし、今お話ししたような経緯を踏まえれば、財産所管部局が一義的にそういった処分を担うことがふさわしいのではないかということで、今の事務フローになっているものと了解しております。

○**高橋はじめ委員** 例えば医療局で、医療廃棄物が現出して、それを処理するために多額の県費が出ていっているわけです。だから、私はそれを前もって、そういうことも想定しながら土地の売買をしていけば、新たな県の支出を抑えていけるのではないかと思うわけです。確かに管財課の人手が足りないということだと、かなりの量になりますから、それはそれでわかります。でも、この一番大事なところを抑えていかないと、せっかく片方で土地を売買して利益が出たとしても、片方でそれをやったら、後から追加でお金を出していかなければならない。県のトータルとして考えたときに、それはプラスなのかマイナスなのかと考えたときに、今の状況はマイナスのところも大きいと思うのですけれども、今それができないのであれば、今後において研究をしていただければと思っております。何か総務部長、所感ありましたらお願いします。

○**千葉総務部長** 組織や人員の話でありまして、大変恐縮ながら、これは執行権の範囲外の話かと思っております。ただどういう形で業務をやるのかということに関しては、さま

ざまやり方があるのだと思いますが、現状では、先ほど申し上げましたけれども、土地の件数や建物が例えば6,000件ある状況で、それを全部管財課でやるということは、これはある意味合理的ではないと現在は思っておりますので、少なくとも現状は現状の体制でやらせていただきたいと思います。

○高橋はじめ委員　そういうことであれば、管財課が持っているノウハウのようなものを各部局の担当にお話をさせていただいて共有していかないといけないと思います。例えば私、旧軽米病院のところの登記所に行ってみたら、もう40年も50年もたっているのに所有が岩手県になっているのです。登記が変わっていないという、基本的な実務もなおざりになっているわけです。だから、売買するときはこういう注意事項とか、売買した後はこういう契約があるとか、あるいは売買契約書はこういう内容にしていかないと、後々何か事件が起きたときに、瑕疵担保責任で県に降りかかってくるということを、人員が足りなければ、連携をきちんと取って、情報やマニュアルを共有していく必要があるのではないかと思います。これは1点です。

それから、もう一つ、外郭団体の財産に対する貸付け、あるいは債務保証、これらについては応分の抵当権とか、そういったものは考えられないものかどうなのか、その辺は今まではどういう仕組みでしたか。例えば今新しく八幡平市に最終処分場を造っているわけですが、あそこの土地購入に県の補助、国の補助、それからクリーンセンターで資金を出して土地を買って、そして今整備を始めている。この最終処分場がずっと長く続いて、そのまま事業を展開していけばいいのだけれども、例えばそこに受け入れるべき量が集まらないとか、それで持ち出しがどんどん毎年重なっていくことで赤字になっていった場合に、これの事業団も維持できなくなれば、では県で投資した分はどうするのだ、どうやって回収するのだということにもつながりかねないのではないかと思います。要するに外郭団体に対する県の債務保証とか貸付けとか、そういうものはどのように担保されていくのか、その辺は私は今まで聞いたことないのですけれども、どういう仕組みになっているのですか。

○千葉総務部長　委員長、休憩をいただいてもいいでしょうか。

○千葉秀幸委員長　はい。

では、休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長　それでは、再開します。

○岩間管財課総括課長　財産管理の一般的なお話としてお答えさせていただきますけれども、県では県出資法人に対する債務保証、新たな形の債務保証というのは行っていないし、行わないというのが原則的な立場でございます。

○高橋はじめ委員　ありがとうございます。

それでは、次の点であります。先日新聞報道で、佐賀県で2021年に50代の男性職員2

名を能力不足という理由によって、民間における解雇相当の分限免職処分をしたという、そういう報道がありました。事務作業で同じミスを繰り返し、それから上司の指示に従わない、通常1週間で完了する積算などの業務に3か月以上を要するなど、業務に支障を来していたとのことであります。職員の能力評価とか能力向上へのサポート、こういったものについてはどのようになっているのかお伺いします。

○内城参事兼人事課総括課長 職員の能力評価と能力向上のサポートということでございます。

職員の能力評価につきまして、知事部局では平成18年5月から、国や他の多くの都道府県に先駆けて、全職員を対象とした人事評価制度を導入しておりまして、職員と所属長との定期的な面談を通じて評価を行い、その結果を任用でありますとか給与、分限、その他人事管理に活用してきたところでございます。

また、人事評価において勤務成績に問題があると判断された職員に対しては、その職務遂行能力の向上を支援するため、職務能力向上プログラムという支援制度を導入してございまして、このプログラムにおいて対象職員ごとに重点的に取り組む項目を定め、指導担当者の指導、助言を受けながら職場内研修を実施して、定期的に研修の効果を評価しながら能力の向上を図ってきたところでございます。

○高橋はじめ委員 ありがとうございます。

先ほど紹介した佐賀県のやり方、能力不足の職員について、佐賀県同様の対応もあり得るのかお答えいただけますか。

○内城参事兼人事課総括課長 先ほど申し上げたプログラム、一定期間実施をいたしましてもなお改善が図られない場合には、地方公務員法の規定における人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合というものに該当するものとみなしまして、分限処分を含めた検討を行うこととしておりまして、委員御指摘の分限免職についてもあり得るものでございます。

○高橋はじめ委員 そのような処分があってほしいということではなくて、全ての職員の方々もぜひ職務に精励していただければとの思いで、確認のためにお尋ねしたところでございます。

次に、大地震、津波襲来、集中豪雨、火山噴火等自然災害に関する情報発信についてお尋ねをします。令和6年8月27日の盛岡市を中心とする集中豪雨の際に、マスコミ取材に応じず、翌朝での対応となったと新聞報道で見ました。刻一刻と変化する状況をどのようにしてリアルタイムで県民に伝達し、災害から命を守る行動を促さなければならないかというときに、テレビやラジオ、あるいはネット速報など、報道機関の協力を仰ぐのは至極当然でありまして、軽々なことは言えないなどと県民の命を守る部署での当日の対応はいかがかと思ったところですが、当日の状況をお尋ねいたします。

○田端防災課総括課長 災害情報には避難情報と被害情報がございまして、避難情報につきましては迅速性が重要であるため、災害情報共有システム、Lアラートを通じて、スマ

ホやテレビ、ラジオなどで瞬時に避難指示等の情報を伝えることとしておりまして、御指摘のありました8月27日のときにもそういったツールを活用していたところでございます。

一方、被害情報につきましては、実際の被害とは異なる情報も出回るため、その正確性が重要とされております。そのため、報道機関への情報提供のルール化が東日本大震災津波のときの教訓とされており、災害時には正確な情報を定時に提供する取り扱いとしております。その上で、大雨災害の危険度については、気象庁のウェブサイトで確認することができるほか、河川の水位や道路の通行規制についてはウェブサイトでリアルタイムに確認することが可能であるため、これらの点について関係機関の皆様への周知に努めてまいります。

○高橋はじめ委員 東日本大震災津波のときのさまざまな状況を判断されて、そしてまたそういう状況から新たな仕組みづくり、そのために復興防災部もできたわけでございます、より一層内容が進化していけるものと個人的に思ったのですけれども、そのときに報道機関に対する情報の問題が指摘をされたということは、何かしら欠陥や見直ししなければならないところがあるのではないかと感じ取ったわけです。定期的な情報提供もさることながら、刻一刻と変わるその状況については、例えば盛岡市の問題は盛岡市や盛岡市消防組合本部とか、そういったところも含めて情報がリアルタイムに集まってきている、あるいは集めなければならない部署であるわけでありまして、選挙の速報ではないのですけれども、1時間単位、あるいは2時間単位とか、もう少し細かな時間の中で、知り得る情報を限りなく提供していく。不確かな情報も、今こういう情報が入っているが、それは今確認中だと、これだけでも私はいいと思うのです。その辺について、もう少し危機意識を持たなければならないと思うのですが、その辺はいかがですか。もう一度お尋ねします。

○田端防災課総括課長 若干繰り返しのところもございますけれども、災害時には実際の被害とは異なる情報がSNSなどで出回ることもあるため、迅速性が求められる避難情報とは異なり、被害情報には正確性が求められるとされております。しかしながら、例えば2月26日に大船渡市で発生した林野火災におきましては、発災から鎮圧までに10日以上を要する中で、さまざまなうわさが出回り、自宅の被害状況などを心配される避難者の方が数多くおられたと認識しております。そのため、指定公共機関を初めとする公共機関の空撮情報などを避難者の皆様に確認いただけるよう、避難所にテレビを設置するとともに、報道機関が映像配信を行うサイトの情報を一覧管理して提供するなど取り組んでいくところでございます。災害対策基本法では、国や自治体に加えて、指定公共機関、テレビ等放送するマスコミでございますけれども、被害状況の把握などに努めることとされておりますので、こういった関係機関と連携しながら、被害状況の把握や情報の開示に努めてまいります。

○高橋はじめ委員 今、SNS上で、いろいろデマとか誤情報とか拡散されるという話がありました。だからこそ、公的なマスコミに情報を流していかないと、いろいろな間違っ

た情報が流れて、それを信じて大変なことになってしまう。そういう意味では、やはり報道機関と連携をもっともっと密にしていくべきではないかと思います。新聞報道には復興防災部長のコメントが載ってございましたけれども、認識の違いとか、捉え方の違いという回答があったようですけれども、復興防災部長はどのように考えていますか。

○**福田復興防災部長** 避難情報と被害情報の違いについては、先ほど田端防災課総括課長から説明、解説があったとおりであります。東日本大震災津波の教訓として、報道機関への情報提供のルール化が図られております。その上で、大船渡市林野火災でも明らかになりましたように、情報の提供はやはり大切でありますので、関係機関と連携しながら被害状況の把握や情報発信の向上に努めてまいります。

○**高橋はじめ委員** この間の大船渡市林野火災も、風向きも例えば30分、1時間で変わってしまうと、そうするとその後例えば火が飛んで、別なところに燃え移るということも想定されますので、リアルタイムの情報がやはり大事ではないかと思っておりますので、その辺ももう少し研究していただければと思います。

それから次に、国政選挙における公営掲示板についてであります。市町村ごとに公営掲示板の材質が異なる、あるいは掲示板の設置場所について不鮮明で、貼り残しも多数出ると、このような状況が令和6年の衆議院議員選挙あるいは令和4年の参議院議員選挙でも散見されました。これについては、選挙管理委員会、市町村を含めた会議の中で、どのような議論をされているのかお尋ねします。

○**佐藤選挙管理委員会事務局書記長** ポスター掲示場についてでございます。県から市町村に対しまして、経費の効率的使用の観点から再利用に対応するように助言しておりますけれども、使用する材質につきましては具体的な指示は行っておりません。市町村がその実情に合わせまして、合板、またはアルミなど、こういったものを選択して使用しているものと承知しております。

また、県では市町村に対しまして、ポスター掲示場の設置場所といたしましては、人通りの多い道路、また人の集まる公共施設などの多くの有権者が容易に見ることができる場所を選定するとともに、位置がわかる略図であったり、拡大図、一覧表を作成するなどして、立候補者の便宜供与に努めるよう周知を図っているところでございます。

○**千葉秀幸委員長** 高橋はじめ委員に申し上げます。議事の進行に御協力願うため、質疑はまとめて、かつ簡潔にお願いいたします。

○**高橋はじめ委員** ありがとうございます。令和6年の衆議院議員選挙で県内を回ってみて、ポスターが剥がれている箇所が相当あったのです。いろいろ考えると、例えばベニヤ板はタッカーでパチパチ留めていく、それとアルミ板のところは裏にシールを貼る、シールがなかったら、ガムテープで留めたりしなければならない。そういう材質、場所によって、市町村によって掲示板が違うので、ポスターをどうやって貼っていくかということは、既成政党の大きな政党は分かっているのでもいいのでしょうかけれども、小さい政党とか新しく立候補された方はその辺の状況がわからないので、非常に苦労しています。

それから、例えば私の住む西和賀町は大きな地図にポイントされるだけで、あとはだいたいこのあたりと説明されるのみです。そこへ行って掲示板を探しても見つからないというところがあるのです。やはり選挙管理委員会でそれぞれの先進事例を持ち寄って、均一化を図っていくべきではないかと思うわけです。公平な選挙を行うために、ぜひ検討していただければと思っております。

まだまだたくさんありますけれども、時間も時間なので、一つだけ。職員の給料支給日15日についてですが、先月も今月も15日が休日であったため、16日とか17日に給料が支給されることとなりました。正規職員はいいのかもしれませんが、例えば会計年度任用職員などの非正規職員の方々は1か月の給与で生活しており、そこで2日も3日も支給が遅れるということはやはり生活上問題がある。それから、正規の職員の方々も、せっかくの連休なのに、資金が少し足りないからどこにも行けないとか、遠出もできないとか、そういうことも想定すれば、やはり民間と同じように、支給日が土曜あるいは休日になった場合は金曜日に支給をしたほうがいいのではないかと、今の時代に合っているのではないかと思うわけですが、これは条例、規則もあるのかもしれませんが、その辺についてはどのような現状でしょうか。

○品川職員課総括課長 職員の給与の支給日についてでございますが、本県におきましては国に準じて一般職の職員の給与に関する条例におきまして、給与の支給日につきましては、その月の15日以後の日のうち、人事委員会規則で定める日とされておりまして、これを受けまして、当委員会の規則において、支給日を条例で規定する15日以後の日で最も早い15日と定めているところでございます。また、当該規則によりまして、15日が日曜日、土曜日、または祝日法による休日に当たるときは、15日以後の金融機関の営業日で最も早い日に支給することとしているところでございます。

なお、全国の給料の支給日の状況でございますが、15日としているところが本県を含めまして6道県となっております。最も早くなっております。21日としているところが34県と最も多くなっているところでございます。

また、民間企業における給料の支給日でございますが、25日支給ですとか翌月支給など、本県よりも支給日が遅い企業も多いものと承知しているところでございますが、本県では毎月15日の中間払いとしておりまして、こうした点からも職員の生活に配慮した制度の運用が行われているものと認識しているところでございます。

○千葉秀幸委員長 答弁は簡潔に願います。

なお、高橋はじめ委員に申し上げます。議事の進行に御協力願います。

○高橋はじめ委員 私が聞きたかったのは、支給日が休日の場合、前倒して支給できないかということなのです。そういうことをやっている自治体も県内にはありますし、それは特別問題ないような気がするのですけれども、その辺についてはいろいろなところから要望とかは来ていないですか、あわせて聞きたい。

○品川職員課総括課長 当委員会に対しまして、そういった要望は今のところ来ていない

ところではございますが、考え方としましては、国に準じて15日以後の日と定めているところではございまして、国におきましては、勤務の提供が月の半分程度に達するまでは支給日を設定することは適当ではないということで、15日以後にしているところではございます。

○高橋はじめ委員 わかりました。いずれ状況ももう一回調査をしてみて、前倒し支給というのをぜひ検討していただければと思っております。

時間が来ましたので、終わりたいと思います。後ほどまた、委員会のあり方についても御議論させていただきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 私からは、まず、地域公共交通について質疑させていただきます。

市町村をまたぐ民間のバス業者が路線を廃止したエリアで、町村で独自のデマンドバスを使いながら都市部への公共交通をやっているところもありますけれども、そういった取り組みをしている中で、いくつかの市町村共同でバスを運用している県内の事例について、路線数などの今の現状をまずお聞きしたいと思います。

○山田特命参事兼地域交通課長 これは、国庫補助路線や県単補助路線という事例になりますけれども、こちらの補助路線が廃止された場合、県では代替交通補助というものを実施しております。その対象となる路線の令和6年度の状況といたしましては10路線という形になっております。ただ、これは市町村間をまたいでいるものも含んだ形になっております。

それから、ほかにも市町村間におきまして、県の補助はないのですが、例えば二戸市浄法寺と八幡平市荒屋新町の区間を結ぶ公共交通という形で運行されているものもございません。

○ハクセル美穂子委員 市町村をまたいだ路線で、県の補助が出ていない部分もあるということですが、そういった路線を実際に実現した当時、県ではどのような支援をされたかということについて、もし答弁できれば教えていただきたいと思います。

○山田特命参事兼地域交通課長 申し訳ございません。今、お話ししました路線につきまして当時どのような補助が入っていたかということについては承知しておりませんが、県といたしましては、このような市町村間をまたぐような路線につきましては、岩手県地域公共交通計画の基本方針の一つに、持続的で利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成と掲げているところではございまして、県、市町村、事業者が連携して取り組むことが大切だと思っております。

この基本方針を踏まえまして、県といたしましては、市町村等が行う地域公共交通体系の再編や利便性向上、利用促進の取り組みを支援するために、地域公共交通活性化推進事業費補助金を交付するという形で支援をしているところではございますし、特に複数市町村による広域的な取り組みにつきましては、補助上限額を引き上げまして、市町村連携の取り組みを支援しているところではございます。

それから、相談の体制等も整えておりまして、市町村が公共交通の検討を行うに当たり

まして、課題等がある場合には有識者をアドバイザーとして派遣するような事業も実施しておりますし、このアドバイザーに県職員も同行いたしまして、市町村とともに課題解決の検討を一緒に行っているところでございます。

県としましても、地域公共交通の市町村間の連携の取り組みというのは非常に重要だと考えておりまして、引き続き広域的な観点から支援は実施していきたいと考えているところでございます。

○**ハクセル美穂子委員** ありがとうございます。県としても、アドバイザーの方と一緒に県の方が入って、相談をしたいと思っている市町村には入っているということなのですが、ふるさと振興部交通政策室の方々が各地に行き、入るという形でよろしいのでしょうか。

○**山田特命参事兼地域交通課長** そのとおりでございます。

○**ハクセル美穂子委員** 県内で、広域合併した地域の市町村は、大きいので話も通りやすいのですが、盛岡広域振興局管内には合併せず小さい市町村がたくさんあって、私の住む地域もそうですけれども、盛岡市に行くためのバス路線がどんどんなくなっていくと、やはり奥地にまだ居住されていて、生活の足が必要な方は実際におられますし、大体70歳を越えたあたり、私の母親の世代の方々はだんだん、免許を返納すると本当に病院に通院することがかなり難しくなってきたり、公共交通を乗り継いでいくことが非常に困難だという方も、団塊の世代の方々から意外と最近お話を聞くようになってきました。ですので、利便性が高く、一回で都市部に行けるようなものはこれからもっと必要とされてくるのではないかと考えています。そういった際には民間のバス業者さんが頑張っていたらいいのですけれども、なかなかそういうエリアは採算が取れないので、進まないのではないかと考えています。そういった悩み等々を、事業となる前の相談の窓口とかがもう少し相談しやすいような形になったりするとか、そういったところを今後考えているのか、もう一回確認したいと思います。

○**山田特命参事兼地域交通課長** 相談の窓口が相談しやすいようにということでございますが、先ほど申し上げましたアドバイザー、有識者派遣につきましては、積極的に活用してほしいことを市町村にも伝えているところでございますし、相談があれば、すぐに私どもでも対応はしているところでございます。ただ、今の御意見も踏まえまして、またさらに市町村には活用いただきたいことをお伝えしていきたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** 済みません。ありがとうございました。

これが次の質問にかかってくる部分でもあるのですが、広域振興局の役割について、先ほど私が質問したバスだけではなくて、盛岡広域振興局管内だけでも児童発達支援センターの課題、以前いろいろと尽力していただきいた病児保育の課題、保健系の課題、それから公共交通の課題、またこれからは上下水道の広域化というものもいろいろと出てくるのではないかと、今回の議会のいろいろな議論を聞いている中でも感じております。そういったときに、やるという決定をする前の段階の、他市町村でどういった

動向があるのかというような意見や情報を取る場が本当に必要になってくるのではないかと考えていまして、広域振興局がどことどことの連携ができるのかという俯瞰的な目線で見ているところでもありますので、そういった方々との意見交換や、事例を教えていただく場づくりみたいなのも私はこれからやっていかなくはないのではないかと考えているのですけれども、そういった市町村を越えた課題の調整機能というもののあり方について、どのような方向性を考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○千葉地域企画監 広域振興局におきましては、より丁寧に管内市町村の課題やニーズを把握し、広域的に取り組むべき課題や、市町村のみで解決が困難な課題に対しては、その解決に向けて、積極的に市町村と連携し、協働していく必要がありますし、そういった役割が広域振興局にあるものと認識しております。

そうした認識の下、各広域振興局におきましては、例えば局長による首長訪問など、市町村との意見交換をしておりますし、例えば保健福祉分野の連携組織といった場で課題の把握や取り組みの検討状況、それから各地域の事例の紹介など、情報共有を図っているところがございます。そのほかにも、今年度から人口減少対策の支援のため特命課長を配置しております、さまざまな情報共有、市町村とも共有しているところがございます。

今後も広域的な課題でありますとか対応が必要なものにつきましては、市町村ごとの課題を十分に踏まえながら、本庁とも連携しつつ、広域振興局を拠点として市町村を支援していきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 ありがとうございます。さらに、いろいろな分野というか、部局を超えた中でいろいろな課題も広域振興局でもそうやっていただく方向でいるということをお答えいただきましたので、ぜひその形でやっていただきたいと思っております。

やはり市町村職員のマンパワー的な課題もあって、そのほかの課題もたくさんある中で、ではそれをどのようにまたいで解決できるかまでアンテナを高くしてもなかなか引っかからないときに、課題がそこでとどまってしまって、なかなか解決に向かわないということもよく見るなと感じておりますので、ぜひそこは、県という組織はやはりいろいろな事例を、データを庁舎内に持っていらっしゃるの、広域振興局をまたいだ隣の広域振興局の事例でもいいですし、さまざまなものを市町村の皆様方にもぜひ情報提供していただいて、その中から市町村の課題に合ったものを選んで取り組めるような仕組みもぜひつくっていただければ、よりよい課題解決につながるのではないかと考えていましたので、今後もぜひその点よろしくお願ひして終わりたいと思っております。

○はぎの幸弘委員 1点だけお伺いします。

昨今新聞等で、総務委員会の管轄では県警察、あるいは教育委員会等の懲戒処分の記事が出ております。総務委員会で報告する場面と、今回県警察の部分でも18日付の新聞紙で警察官の不祥事が記事になっていましたけれども、その報告がないのですけれども、報告があつたりなかつたりするのは何か基準があるのでしょうか。例えば損害賠償が起きて、県の予算を使わなければならないから報告しなければならないとか、何かそういう基準が

あるのかないのか、まず伺います。報告基準です。

○**天野警務部長** 議会に対する報告基準については、現在定かではございませんが、前回報告をさせていただきましたのは、損害賠償請求訴訟における賠償金の和解につきまして、議会の議決をいただくために議案とさせていただいたものでございます。それに伴いまして、議案の内容につきましてもご報告をさせていただいております。

また、議会等でお尋ねがありました場合に、近年の非違事案の処分状況等についても御報告させていただく場合もあるかと存じます。

○**はぎの幸弘委員** 具体的には県警察本部の 30 代の男性巡査部長が不祥事の関係で 1 月 31 日付で依願退職をしたということですが、私がなぜこういうことを聞くのかというと、先月末の総務委員会における損害賠償事案の関係で、過去の事案ばかり出てくるんだけど、もうこれ以後ありませんよねというようなこと聞いたときに、ありませんと答弁をいただいていたものですから、今回また過去の事案が出てきたもので、あれっと思ったのです。今の御答弁聞きますと、私も舌足らずの質疑だったことを反省していますけれども、私としてはともかくお金が発生するしないにかかわらず、常識として、このような不祥事案件があったときは担当の委員にしっかりと報告しておけば、我々が何か聞かれたときに、えっ、そんなことあったのということにはならないと思いますから、ぜひそういったところは、県警察だけの話ではないですけれども、何を基準と言われると言えないのですけれども、まず常識の範囲内でしっかりと明らかにして、案件の情報共有をしておくべきだと思うのですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○**天野警務部長** 非違事案でございますが、一たび非違事案を発生させてしまいますと、県内はもとより全国各地からも厳しい御意見をいただくということもございまして、現場で懸命に犯罪の未然防止、事案対応に当たっている警察職員が士気やモチベーションを低下するということが危惧されまして、治安の低下という事態を招くことにもなりかねないということもございまして、またそういった中で非違事案が発生をしているということは大変じくじたる思いをしているところでございます。県警察といたしまして、警察官としてのより高い規範意識の確立に向けて、各所属に対する監察の実施、また指導教養をさらに推し進めますとともに、全職員に対しまして、発生した非違事案を自分事として捉えるための教育等を推進してまいりますほか、幹部職員の適正な業務管理、人事管理を通じました非違事案の情報の早期把握などに努めるなどして、非違事案の防止に取り組んでまいりたいと考えております。事案の報告につきましては、検討をさせていただきたいと存じます。

○**はぎの幸弘委員** こういう質問するのは私だけなので、非常に心苦しいですけれども、本当はしたくないのですけれども、この案件の中身が、複数の飲食店で酒を飲んで、ネットカフェで仮眠するつもりだったが、記憶をなくしてしまったようだけれども、警察官として警察学校でまず半年あるいは 1 年間、しっかりそういった部分の基本的な訓練を積んで現場に出られていると思うのです。中身的に非常に稚拙だというか、言葉を選ばな

ければならないかもしれませんが、基本中の基本だと思うのです。ですから、今しっかりと指導するという御答弁を、これ前回も同じ御答弁をいただいていますけれども、何かやっぱり指導方法を変えるなりしていかないと、また同じことが出るのではないかなと私は危惧します。実際新聞のときの言葉尻を取ってあれなのですが、県警察のコメントで、指導教養を継続し、再発防止を図るということで、継続だけではだめだと思うのです。やはりそういうマニュアル、指導マニュアルを見直すとか、そういった必要性を感じませんか。

○天野警務部長 はぎの幸弘委員御指摘のとおり、これまでも繰り返し具体的な指示を行ってまいりましたし、各所属に対する監察の際には座談会なども開催をいたしまして、非違事案を自分事として捉えさせる取り組みを進めてきているところでございます。こういった指導教養を自分事として捉えたり考えたりすることなく、自分がその当事者になることはないと他人事として聞き流していると、自らの立場を省みることなく、また法令を守るという考えにつながらなかったものと考えるところでもありまして、そういった処分を受けた若手職員の多くに共通して見られる状況もあるところでございます。

県警察としましても、警察官、警察職員として、より高い規範意識の確立に向けて、そういった事案の調査において得られた内容を基に、若手職員を対象として自らの身に置き換えて考えさせる自分事型教養を試行しているところでございまして、こういったものの効果を検証しながら、全職員を対象とした指導教養の充実を図っていくこととしております。

○はぎの幸弘委員 いずれ前の質問のときもお話ししましたが、やはり大半の職員の皆さんは真面目にやっておられて、こういう案件が起きるとどんどん締めつけが厳しくなって、それでなくても業務内容的にストレスもたまりやすいお仕事をされていると思いますから、どんどん規制がかかっていって、ますますストレスがたまって、今度は別なところで爆発するなんてことがあっても困ると思いますので、細かいことを聞けば、ひとりで飲んでいたのか、警察部署の中で飲んでいたのか分かりませんが、部署の中で飲んでいての話であれば、やっぱり上司がきちんと監督しなければならないと思いますし、ぜひそういうところをしっかりと指導していただければと思います。いずれ今度こそ、次こういった事案の報告というか、報道がないように、ひとつしっかりと県民の暮らしを守っていただければと思います。終わります。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております。

す閉会中の委員会であります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、盛岡駅の改修と賑わいあるまちづくりについてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付いたしております令和7年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

○高橋はじめ委員 委員長、その他の事項についてよろしいでしょうか。

○千葉秀幸委員長 では、休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。